

多古町第7次障害者計画
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

(案)

令和6年1月

目 次

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨…………… 3
- 2 計画の性格と位置づけ…………… 5
- 3 計画の期間…………… 6
- 4 計画策定の体制…………… 6

第2章 障がいのある人等を取り巻く現状

- 1 障がいのある人等の状況……………11
- 2 アンケート調査結果からみた障がいのある人等の状況……………17
- 3 前計画の評価と課題……………26

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念……………31
- 2 計画の基本目標……………32
- 3 計画の展開（施策の体系）……………33

第4章 基本計画（第7次障害者計画）

- 【 詳細体系図 】……………36
- 基本目標1 安全・安心に暮らせるまちづくり……………37
 - （1）生活支援と福祉サービスの充実等……………37
 - （2）人にやさしいまちづくり……………38
- 基本目標2 共に暮らせる地域社会の実現……………40
 - （1）障がいや障がいのある人への理解の促進……………40
 - （2）社会参加への支援・促進……………41
 - （3）特性に応じた教育・保育支援……………43
- 基本目標3 健康で安心できる保健・医療施策の推進……………44
 - （1）身体等障がいの発生、二次的障がいの予防……………44

第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

- 1 障がいのある人の自立支援……………49
- 2 成果目標（数値目標・令和8年度の将来像）……………50
- 3 活動指標（各サービスの見込み量等）……………55

第6章 計画の推進と進行管理

- 1 計画推進の体制……………69
- 2 計画の進行管理……………69

第7章 付 属 資 料

- 資料 1 用語説明……………73
- 資料 2 地域自立支援協議会設置要綱……………80
- 資料 3 地域自立支援協議会委員名簿……………82
- 資料 4 計画策定までの経緯……………83

第  章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉へのニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

平成 28 年5月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある人の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化にきめ細やかな対応等を図ることとされました。

また、国は平成 26 年1月に「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成 28 年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進を目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）及び雇用の分野における障害のある人への差別の禁止と障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（「合理的配慮」の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

一方で、高齢者支援や子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進むとともに、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。昨今では、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えて複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要が生じてきています。

本町では、令和3年3月に策定した『第6次多古町障害者計画・第6期多古町障害福祉計画・第2期多古町障害児福祉計画』の計画期間が令和5年度をもって終了することから、引き続き町の障がい者施策を計画的に推進していくため、新たに、令和6年度を初年度とする『第7次多古町障害者計画・第7期多古町障害福祉計画・第3期多古町障害児福祉計画』を策定することにしました。

〈 前計画策定(令和3年3月)後のおもな動き 〉

◎「医療的ケア児支援法」の成立（令和3年6月）

正式名称は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」で、「医療的ケア児」を明確に定義し、国や地方公共団体がその支援を行う責務を負うことを初めて明文化した法律です。令和3年9月に施行されています。

◎「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立（令和4年5月）

障害のある人による情報の取得・利用と意思疎通に関する施策について基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がいのある人自身による情報の取得・利用や意思疎通に関する施策の基本となる事項を定めています。

◎「障害者総合支援法」など8法一括改正法の可決（令和4年12月）

障害のある人の住まいや働き方の幅を広げることを柱とした法・制度改正が行われました。新しいサービスとして、「**就労選択支援**」事業等が示されています。

◎『障害者基本計画（第5次）』の策定（令和5年3月）

障害者基本法第11条に基づき策定された、政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画で、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間を計画期間としています。

「障害者政策委員会」（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て令和4年12月に取りまとめられた委員会意見に即して、政府の基本計画案が作成されました。

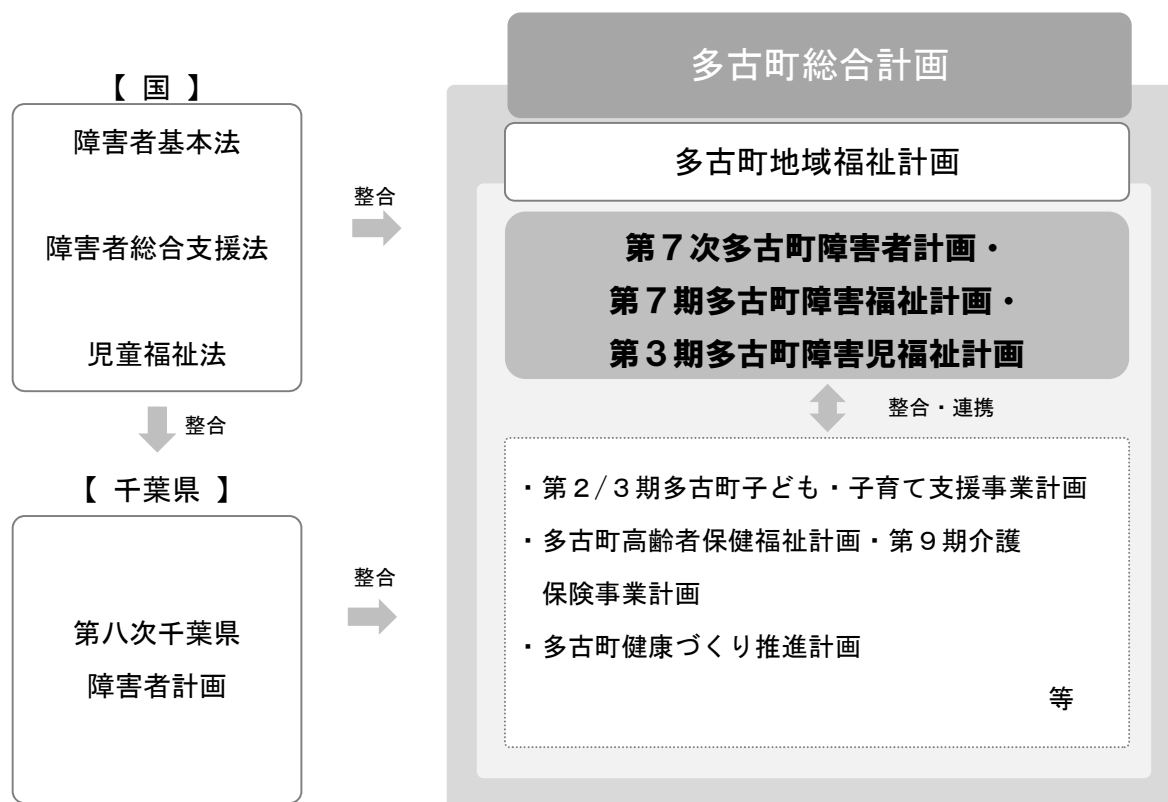
	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法（第11条第3項）	障害者総合支援法（第88条）	児童福祉法（第33条の20）
主な内容	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める	障害福祉サービス等の確保などに関する計画	障害児通所支援等の円滑な実施などについて定める
計画期間	中長期の計画で、期間任意	3年を1期	3年を1期

2 計画の性格と位置づけ

「障害者計画」は、本町の障がい者施策を総合的・計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体、事業者、町（行政）がそれぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関する成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、『千葉県障害者計画』並びに『多古町総合計画』及び同実施計画における障がい者施策との整合を図りました。



3 計画の期間

国の基本指針に基づき、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は令和6年度から8年度までの3年間で計画期間となることから、「障害者計画」についても、令和6年度から8年度までの3年間で計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第6次多古町障害者計画・ 第6期多古町障害福祉計画・ 第2期多古町障害児福祉計画			第7次多古町障害者計画・ 第7期多古町障害福祉計画・ 第3期多古町障害児福祉計画		

4 計画策定の体制

本計画策定にあたっては、町の「地域自立支援協議会」での討議内容や県との整合にも留意しました。

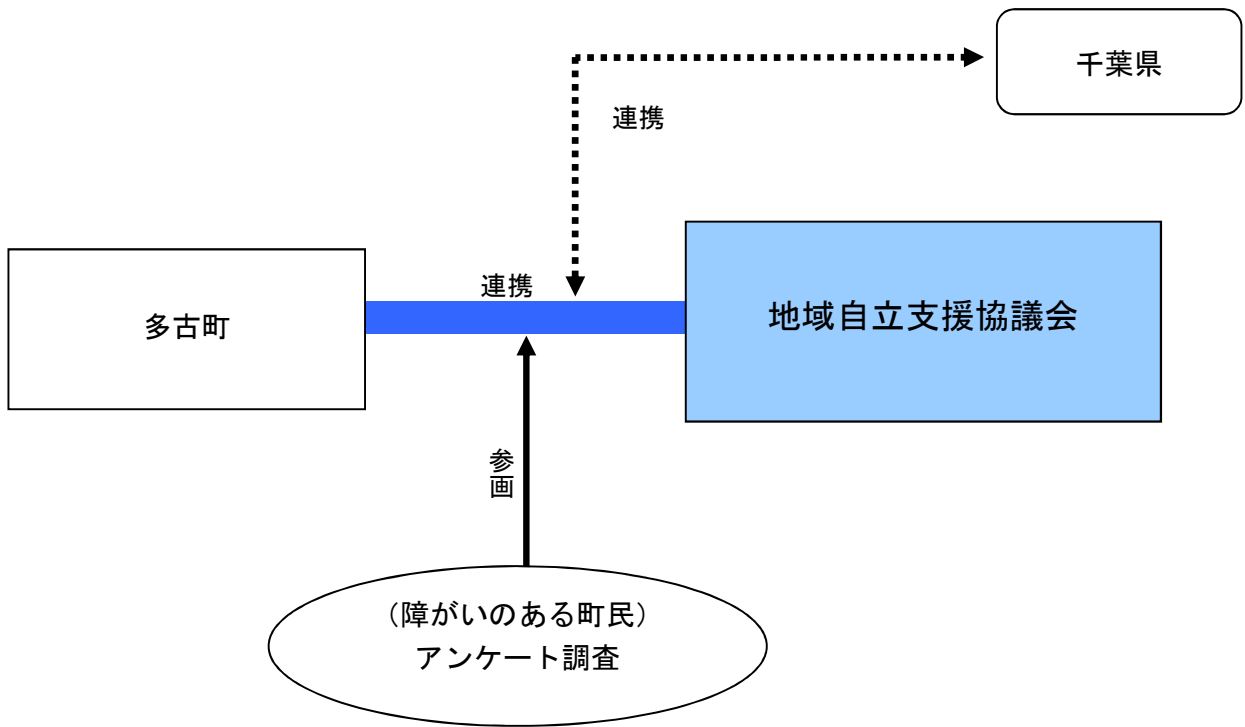
また、障がいのある人をはじめ町民の意見等を幅広くうかがうため、アンケート調査等を実施し、「協働」による計画づくりに努めました。

□「多古町地域自立支援協議会」の開催

識見を有する者、保健・医療関係者、権利擁護関係者、障害福祉サービス関係者、行政関係者、相談支援関係者、教育関係者、就労関係者で構成される「多古町地域自立支援協議会」を開催し、計画素案を検討し、策定しました。

□アンケート調査の実施

当事者や家族にアンケート調査を実施し、障がいのある人の生活実態、サービスや施策についてのご意見、ご要望等をうかがいました。



第  2 章

障がいのある人等を取り巻く現状

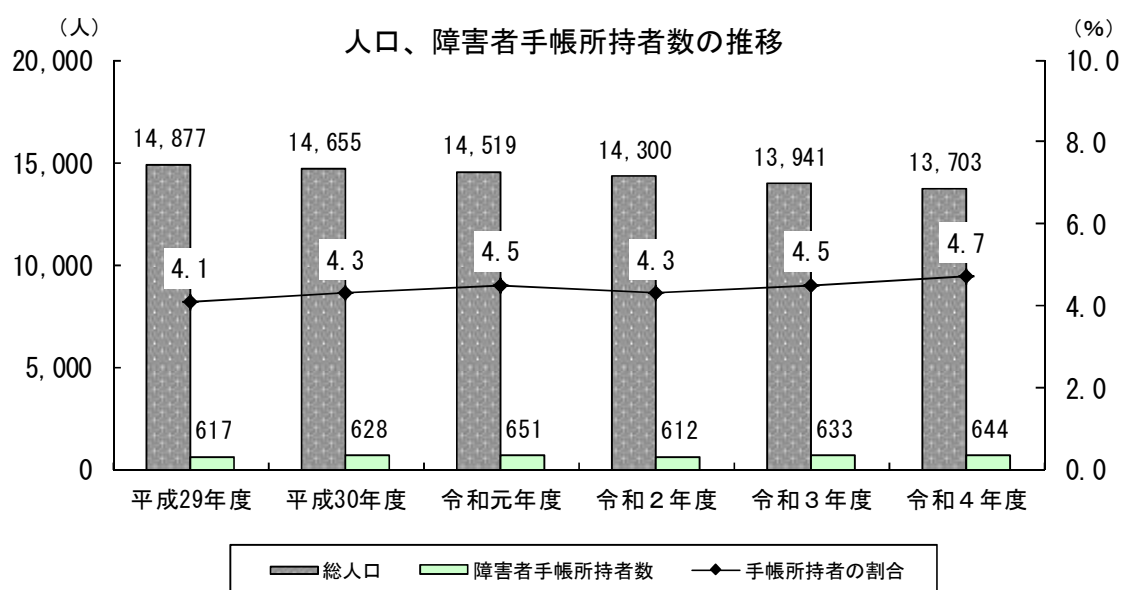
1 障がいのある人等の状況

(1)人口、障害者手帳所持者数

①人口、障害者手帳所持者数の推移

本町の総人口は、令和4年度末現在 13,703 人で、減少傾向にあります。

障害者手帳所持者数は、令和4年度末現在 644 人で、近年は増加傾向にあり、人口総数に占める手帳所持者の割合も 4.7%と増加傾向にあります。

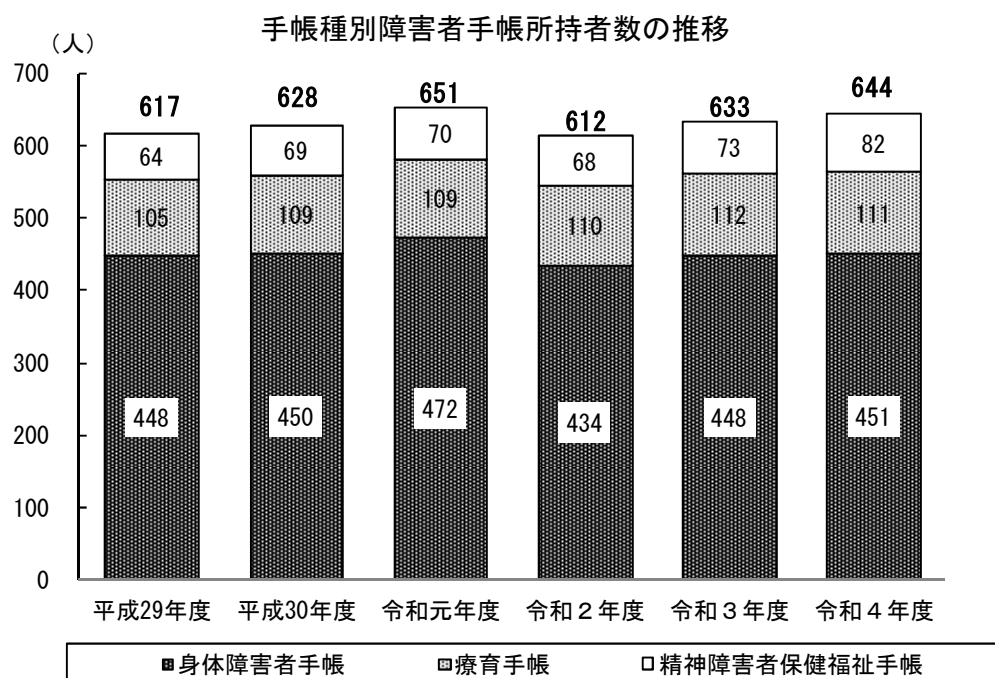


資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）、障害者手帳所持者数は庁内調べ（各年4月1日現在）

②障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度末現在 451 人となっています。

また、療育手帳所持者数は横ばい傾向にあり、令和4年度末現在 111 人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度末現在 82 人となっています。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

(2) 身体障がい者の状況

①身体障害者手帳所持者の等級別推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和4年度末現在、「1級」の手帳所持者数が160人で最も多く、次いで「4級」の所持者数が135人と多くなっています。

身体障害者手帳所持者の等級別推移

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	166	164	174	160	161	160
2級	59	61	63	62	68	62
3級	61	62	62	51	56	56
4級	122	122	129	121	127	135
5級	29	29	31	28	26	27
6級	11	12	13	12	10	11
合計	448	450	472	434	448	451

資料：庁内調べ（各年度末現在）

②障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別の推移をみると、「肢体不自由」が 229 人（50.8%）と過半数で最も多く、次いで「内部障がい」が 163 人（36.1%）で多くなっています。近年、内部障がいの手帳所持者数が増加する傾向にあります。

障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障がい	27	27	29	28	29	30
聴覚・平衡機能障がい	18	20	19	22	17	18
音声・言語・そしゃく機能障がい	7	6	7	7	12	11
肢体不自由	253	256	258	235	240	229
内部障がい	143	141	159	142	150	163
合計	448	450	472	434	448	451

資料：庁内調べ（各年度末現在）

（3）知的障がい者の状況

①障がい程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の程度（判定）別の推移をみると、令和 4 年度末現在、重度（㉠、A）判定の手帳所持者数が 50 人で最も多く、次いで軽度（B2）判定の手帳所持者数が 36 人で多くなっています。

また、重度判定の手帳所持者数は、毎年度 50 人を超えています。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
㉠、A(重度)	50	51	52	52	52	50
B1 (中度)	24	23	23	25	25	25
B2 (軽度)	31	35	34	33	35	36
合計	105	109	109	110	112	111

資料：庁内調べ（各年度末現在）

(4) 精神障がい者の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和4年度末現在、「2級」の手帳所持者数が49人で最も多く、次いで「3級」が25人、「1級」が8人の順となっています。2級、3級の手帳所持者数が、年々増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移

単位：人

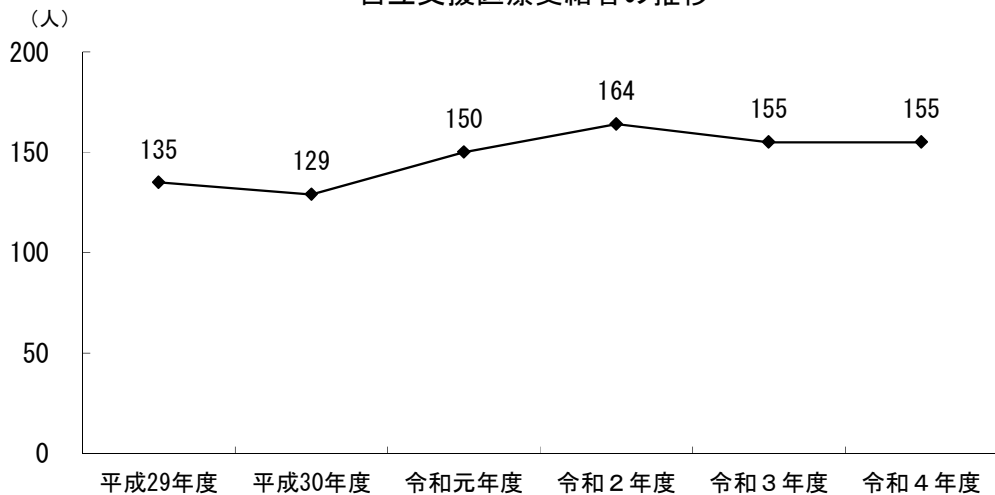
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	8	10	8	7	6	8
2級	41	42	42	42	45	49
3級	15	17	20	19	22	25
合計	64	69	70	68	73	82

資料：庁内調べ（各年度末現在）

②自立支援医療受給者の推移

「自立支援医療（精神通院）」受給者数の推移をみると、令和4年度末現在155人で、近年は微増～横ばいの傾向にあります。

自立支援医療受給者の推移

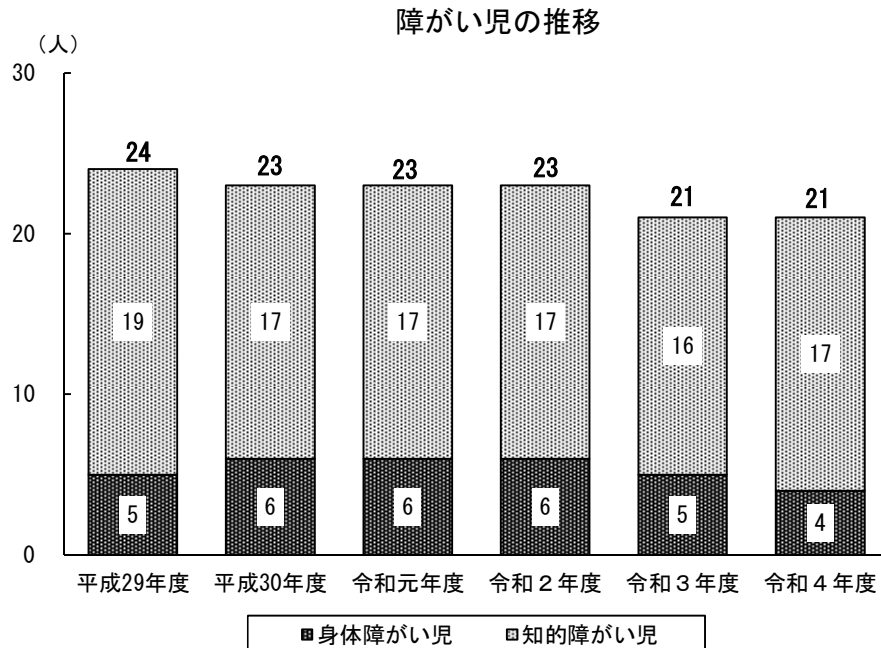


資料：庁内調べ（各年度末現在）

(5) 障がい児の状況

①障がい児の推移

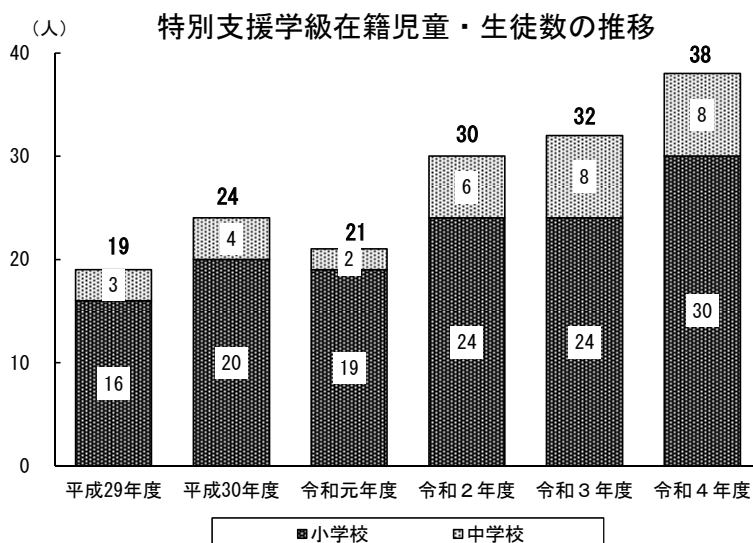
障がい児数の推移をみると、身体障がい児は、令和4年度末現在4人で、微減傾向にあります。知的障がい児は、令和4年度末現在17人で、横ばい傾向にあります。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

②特別支援学級在籍児童・生徒の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数は、令和4年度末現在30人、中学校の生徒数は、令和4年度末現在8人となっています。

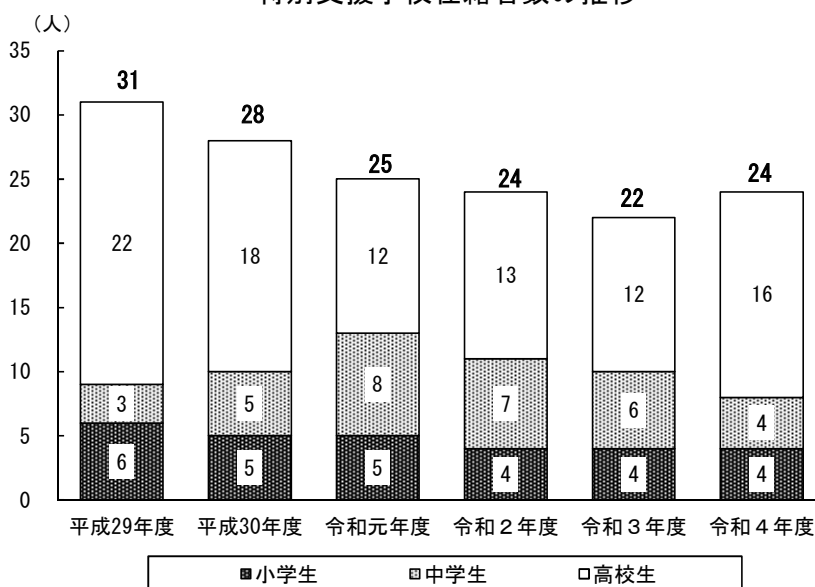


資料：庁内調べ（各年度末現在）

③特別支援学校在籍者の推移

特別支援学校在籍者の推移をみると、小学生は令和4年度末現在4人で、横ばい傾向にあります。また、中学生は令和4年度末現在4人で、微減傾向にあり、高校生は令和4年度末現在16人です。飯高特別支援学校が隣市に新設され、通学に利便性があり、進学意識が高まったことで一時増加しましたが、平成30年度以降は年々減少の後、横ばいに転じています。

特別支援学校在籍者数の推移



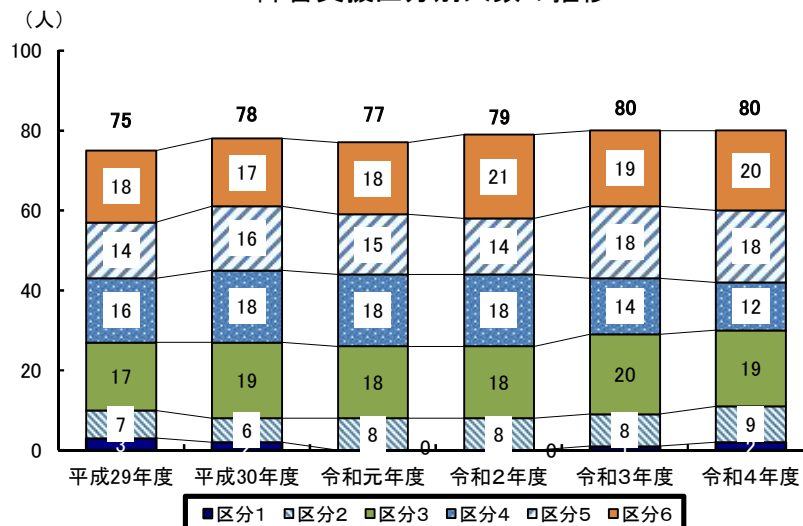
資料：庁内調べ（各年度末現在）

(6)障害支援区分認定の状況

①障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分人数の推移をみると、令和4年度末現在、「区分6」が20人と最も多く、「区分3」（19人）、「区分5」（18人）が続いています。

障害支援区分別人数の推移



資料：庁内調べ（各年度末現在）

2 アンケート調査結果からみた障がいのある人等の状況

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたって、身体障がい、知的障がい、精神障がい等のある町民の方々を対象に、令和5年8月初旬～下旬にアンケート調査を実施しました。その調査の概要は次のとおりです。

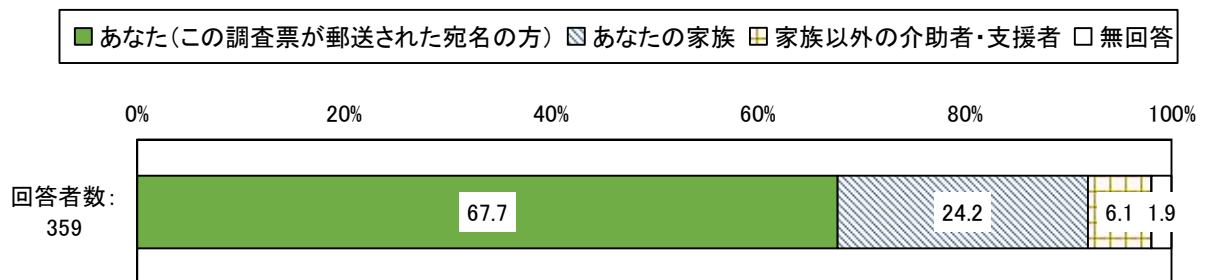
アンケート調査の実施概要

区分	
(1) 対象者数	746 人
(2) 抽出方法	手帳所持者全数(悉皆)調査
(3) 調査方法	郵送配付－郵送回収法 (回収については WEB 回答も併用。)
(4) 回収結果	
・有効回収数	359 票
・有効回収率	48.1%

以下に、アンケート調査結果からみた障がいのある人等の現状についての要点をまとめて示します。

(2) 調査への回答者

この調査票への回答者については、「(調査票が郵送された宛名の) 本人」という回答が6割台後半で最も多く、次いで「(本人の) 家族」が4分の1弱を占めて多くなっています。



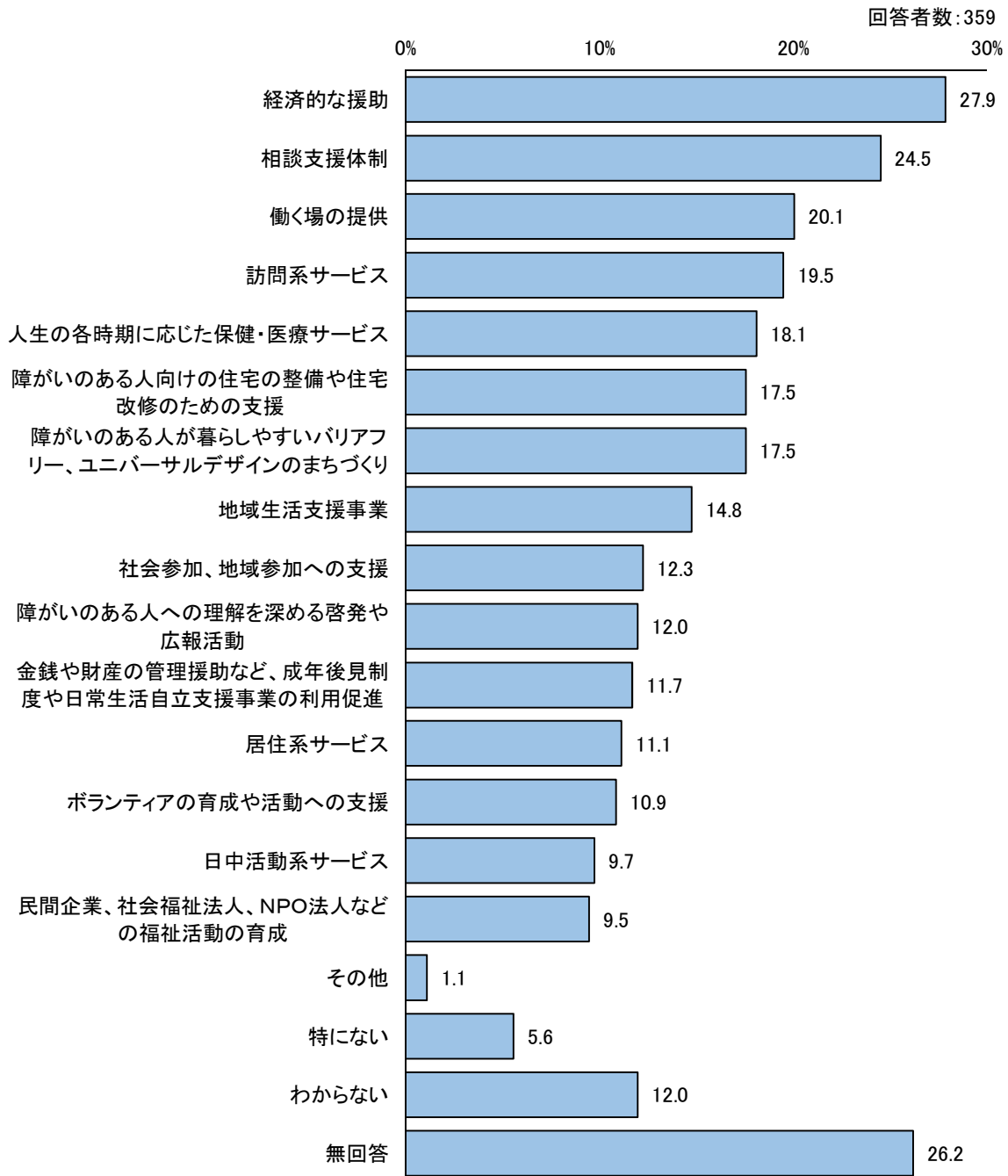
(3) 年齢

身体障がい者では「65歳以上」、知的障がい者では「18～39歳」、精神障がい者(手帳所持者)では「40～64歳」が、それぞれ最も多くなっています。

	合計	0～5歳	6～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	無回答
全体	359	0.6	1.9	12.8	25.1	59.3	0.3
身体障害者手帳	232	0.0	0.4	3.4	16.8	79.3	0.0
療育手帳	45	4.4	11.1	44.4	22.2	15.6	2.2
精神障害者保健福祉手帳	32	0.0	0.0	31.3	56.3	12.5	0.0
自立支援医療受給者証(育成医療・更生医療・精神通院医療)	62	0.0	0.0	22.6	62.9	14.5	0.0
障害福祉サービス受給者証	24	0.0	8.3	41.7	25.0	25.0	0.0
指定難病特定医療費受給者証	9	0.0	0.0	11.1	22.2	66.7	0.0

(4) 重点施策

今後、町が特に力を入れていくべきと考える障がい福祉施策としては、「経済的な援助」という回答が最も多く、「無回答」、「相談支援体制」、「働く場の提供」等が続いています。

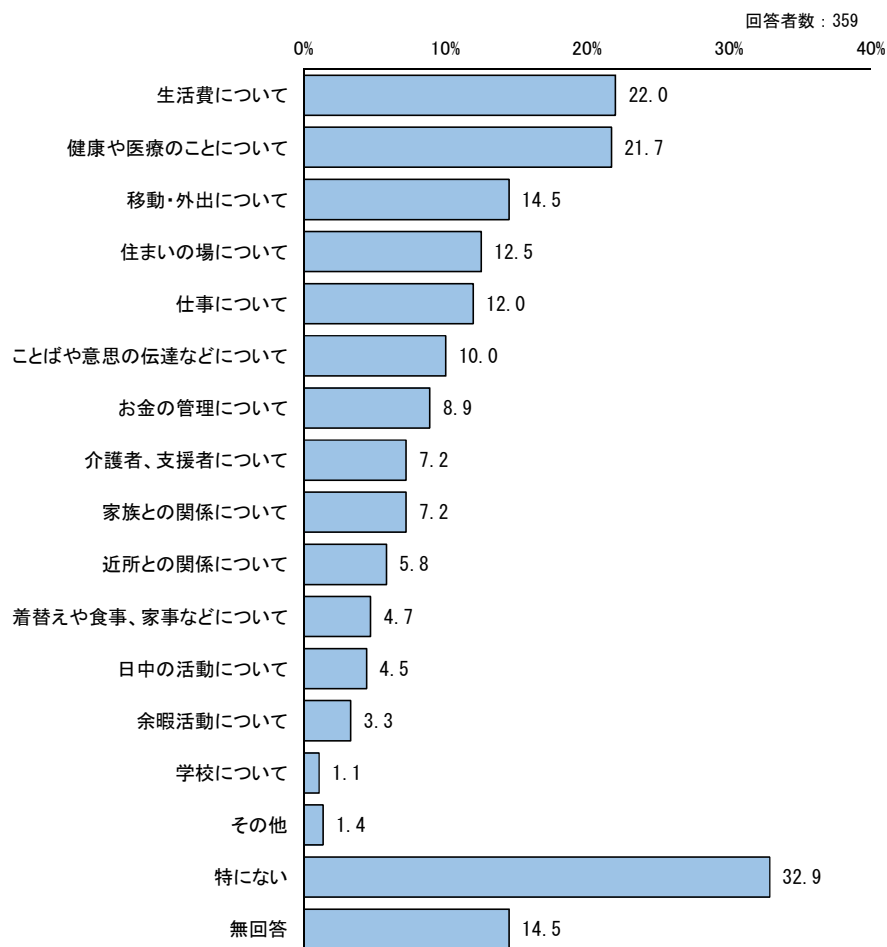


また、18歳未満の調査対象の方に、今後充実させていくべきと思う支援サービスを尋ねたところ、「保育所や幼稚園での障がい児の受け入れ体制の充実」という回答が最も多く、次いで「児童発達支援・放課後等デイサービスの充実」が多く、「放課後児童対策の充実」、「特別支援教育の充実」等が続いています。

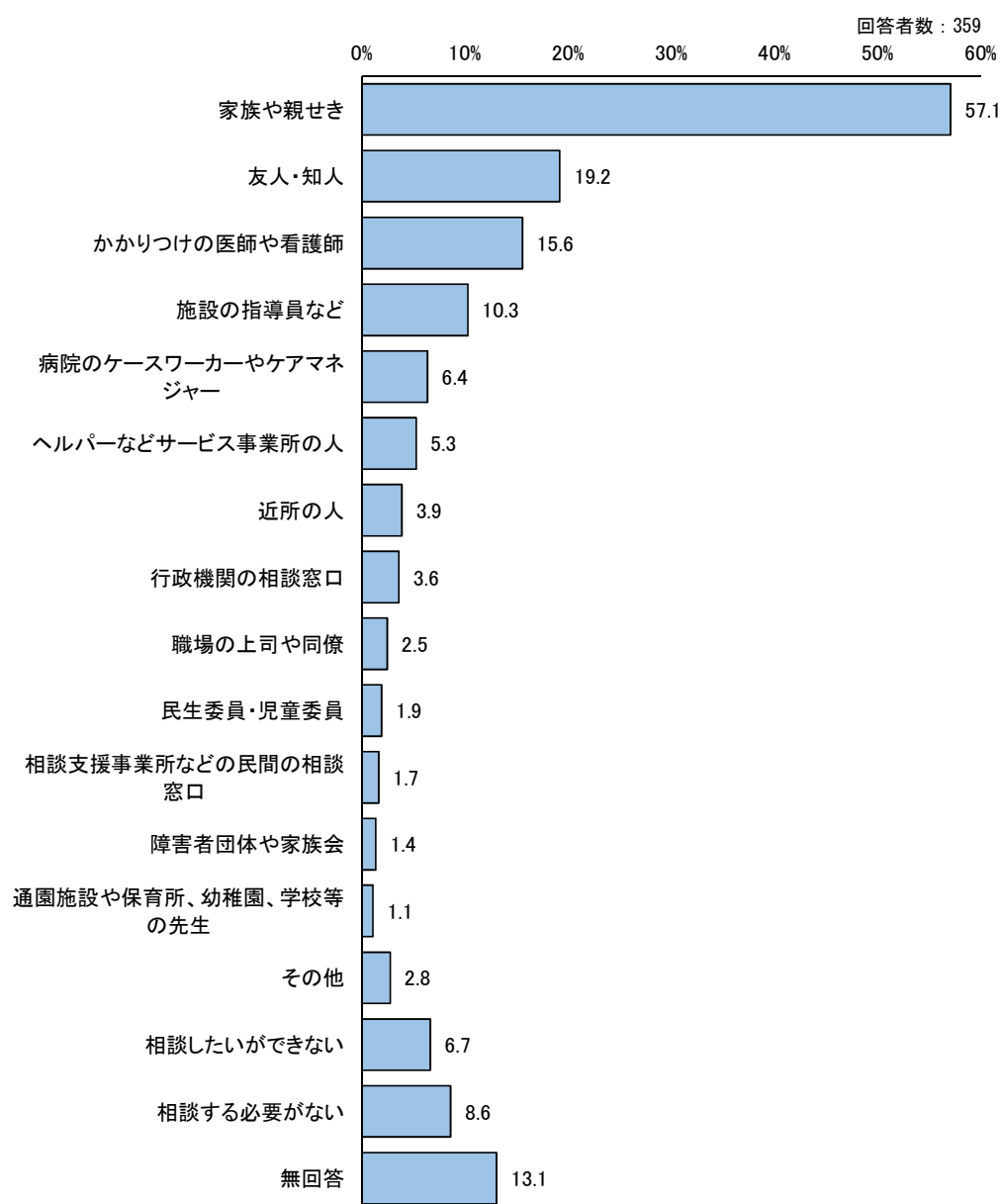
No.	選択肢	回答者数	% [参考]
1	乳幼児検診の充実や障がいの早期発見・早期療育の体制整備	3	33.3
2	保育所や幼稚園での障がい児の受け入れ体制の充実	8	88.9
3	児童発達支援・放課後等デイサービスの充実	7	77.8
4	日中一時支援事業の充実	4	44.4
5	ホームヘルプやショートステイなど地域生活支援サービスの充実	3	33.3
6	放課後児童対策の充実	5	55.6
7	特別支援教育の充実	5	55.6
8	インターンシップ制度など就学児童への職業教育の充実	3	33.3
9	肢体不自由児、知的障害児施設など入所施設の充実	3	33.3
10	年齢や障がいの状況に応じた総合的な相談体制の整備	3	33.3
11	その他	0	0.0
12	わからない	1	11.1
	無回答	0	0.0
	全体	9	100.0

(5) 不安や悩み等

今の生活での不安や悩みについては、「特にない」(32.9%)との回答が最も多いですが、悩み等を答えた回答の中では「生活費について」(22.0%)、「健康や医療のことについて」(21.7%)が多く、「移動・外出について」(14.5%)が続いています。

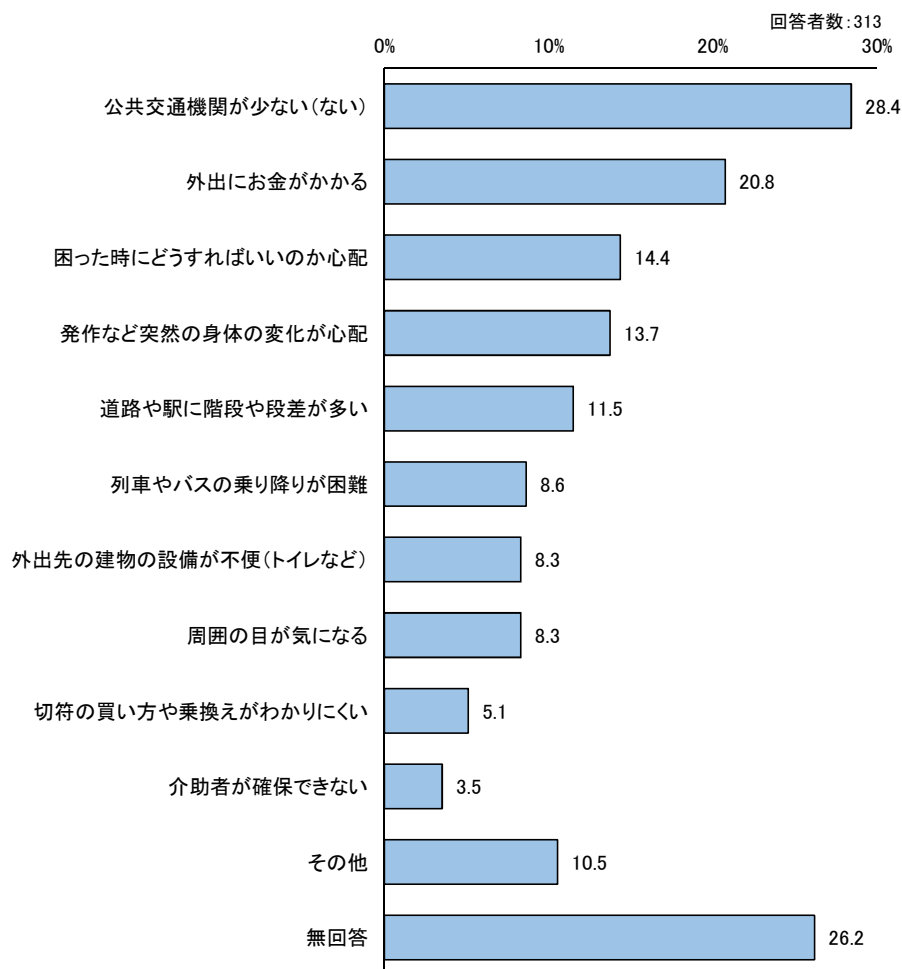


普段の不安や悩み、困ったことの相談先としては、「家族や親せき」(57.1%)との回答が最も多く、次いで「友人・知人」(19.2%)が多く、「かかりつけの医師や看護師」(15.6%)が続いています。



(6) 外出時に困ること

「公共交通機関が少ない(ない)」(28.4%)という回答が最も多く、次いで「外出にお金がかかる」(20.8%)が多くなっています。



(7) 災害時の避難等

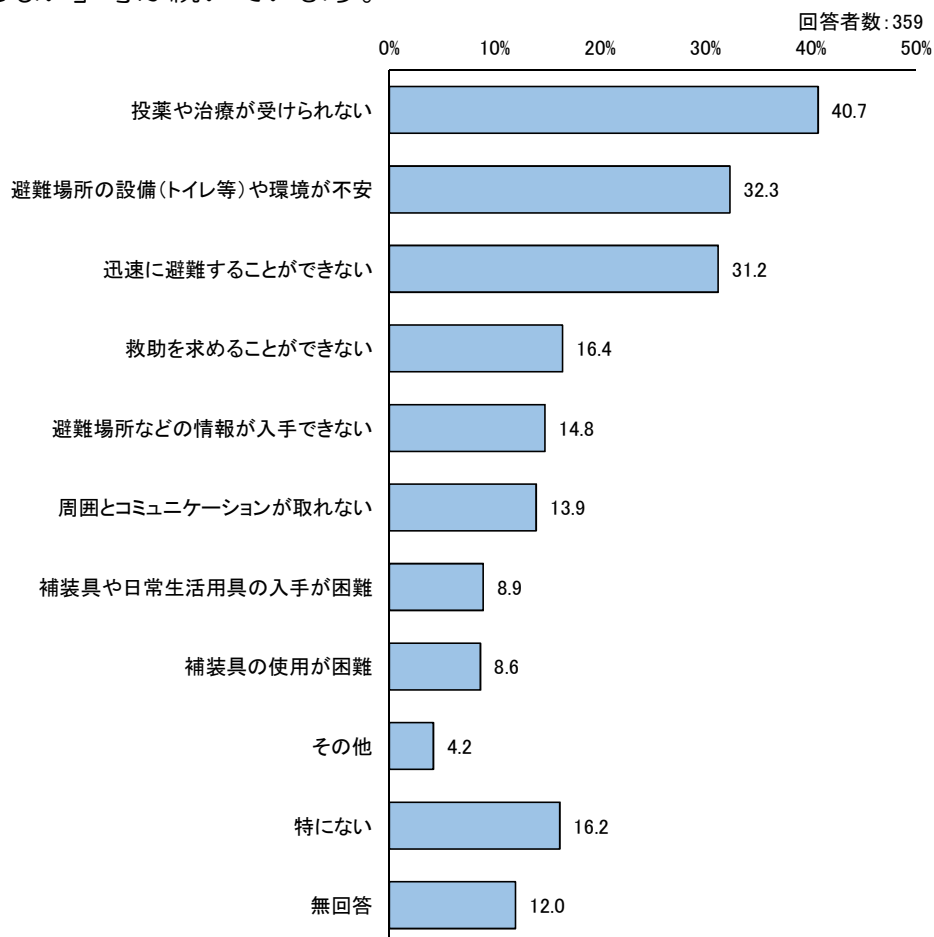
災害時にひとりで避難できるかどうかでは、身体、精神障がい者では「できる」が「できない」を上回り、特に精神障がい者では「できる」が過半数となっています。

知的障がい者では、反対に「できない」が「できる」を上回り、ちょうど6割となっています。

	合計	できる	できない	わからない	無回答
全体	359	44.0	32.0	17.5	6.4
身体障害者手帳	232	42.7	32.8	17.2	7.3
療育手帳	45	20.0	60.0	17.8	2.2
精神障害者保健福祉手帳	32	56.3	18.8	18.8	6.3
自立支援医療受給者証(育成医療・更生医療・精神通院医療)	62	64.5	11.3	16.1	8.1
障害福祉サービス受給者証	24	12.5	66.7	12.5	8.3
指定難病特定医療費受給者証	9	66.7	22.2	11.1	0.0

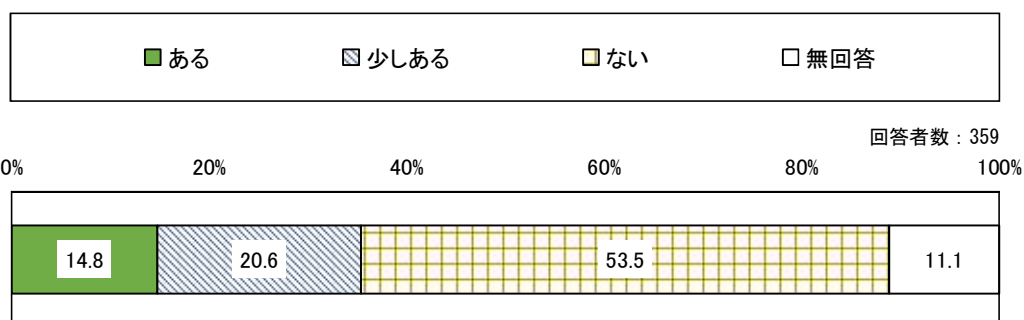
(8) 災害時に困ること

火事や地震等の災害時の困りごととしては、「投薬や治療が受けられない」との回答が最も多く、「避難場所の設備（トイレ等）や環境が不安」、「迅速に避難することができない」等が続いています。

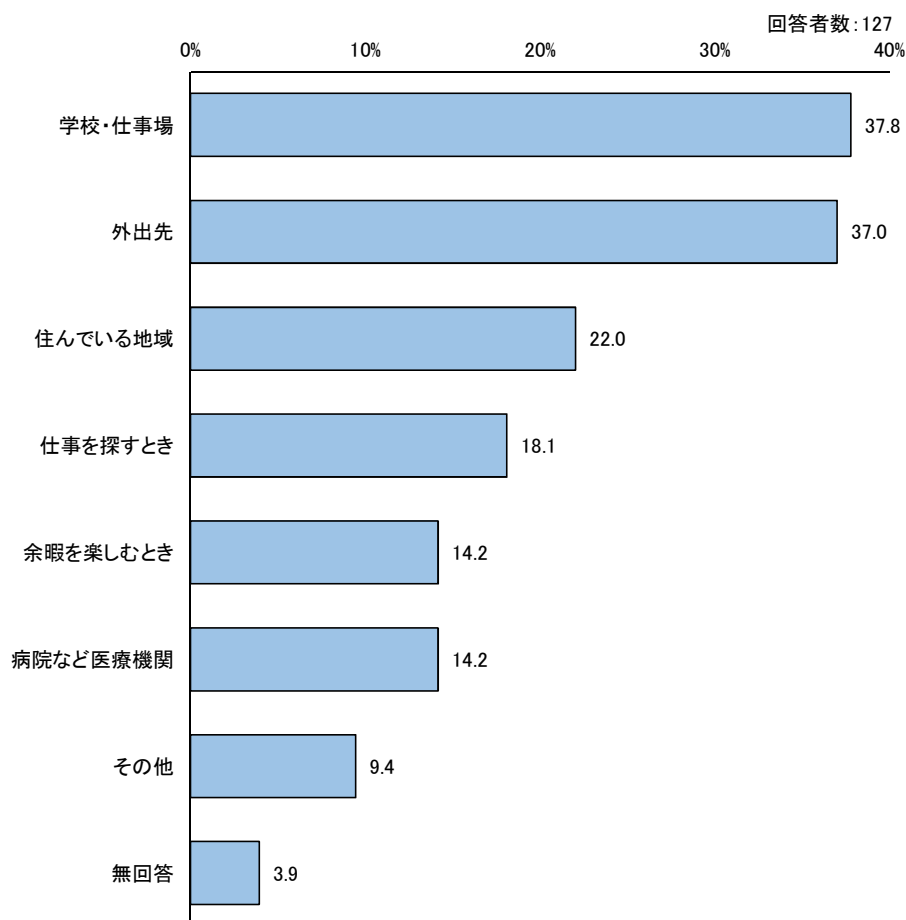


(9) 差別等

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことが“ある(「ある」・「少しある」)”と答えた人の割合が35.4%となっています。反対に「ない」とした回答が最も多く、53.5%と過半数を占めています。



障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことが「ある」と回答した人に、それはどのような場所での経験かを質問したところ、「学校・仕事場」、「外出先」との回答が多く、「住んでいる地域」等が続いています。



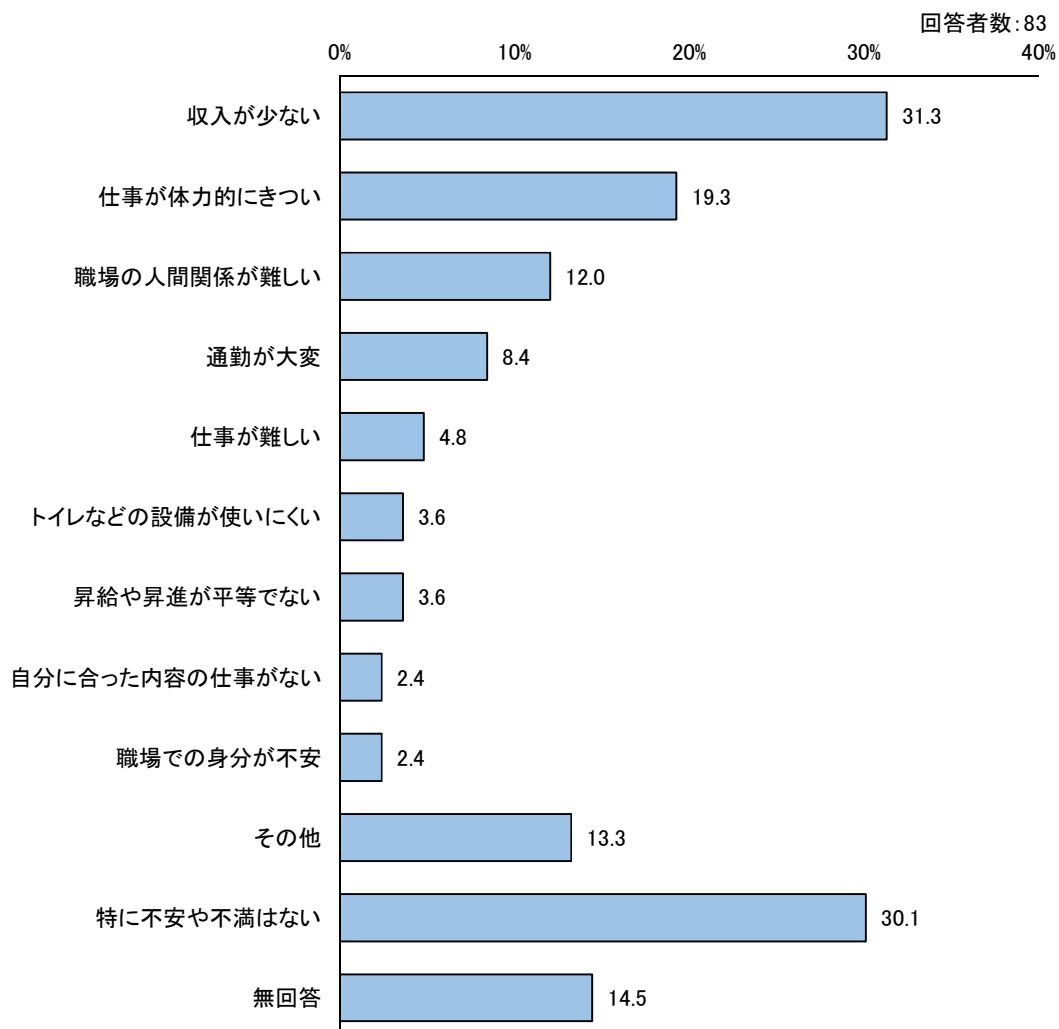
(10) 「成年後見制度」の認知状況

「成年後見制度」を知っていたかどうかについては、身体、精神障がい者では最も多い答えは「事業の名称も内容も知らなかった」ですが、知的障がい者では「事業の名称は聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が最も多くなっています。

	合計	知っていたし、利用している	利用はしていないが、事業の名称も内容も知らない	事業の名称はよく知らないが、内容は聞いたことはあるが、内容はよく知らない	事業の名称も内容も知らなかった	無回答
全体	359	1.1	15.6	35.4	29.8	18.1
身体障害者手帳	232	0.4	15.9	31.0	31.5	21.1
療育手帳	45	4.4	17.8	40.0	26.7	11.1
精神障害者保健福祉手帳	32	0.0	12.5	37.5	43.8	6.3
自立支援医療受給者証（育成医療・更生医療・精神通院医療）	62	1.6	14.5	45.2	27.4	11.3
障害福祉サービス受給者証	24	8.3	12.5	45.8	16.7	16.7
指定難病特定医療費受給者証	9	0.0	22.2	22.2	33.3	22.2

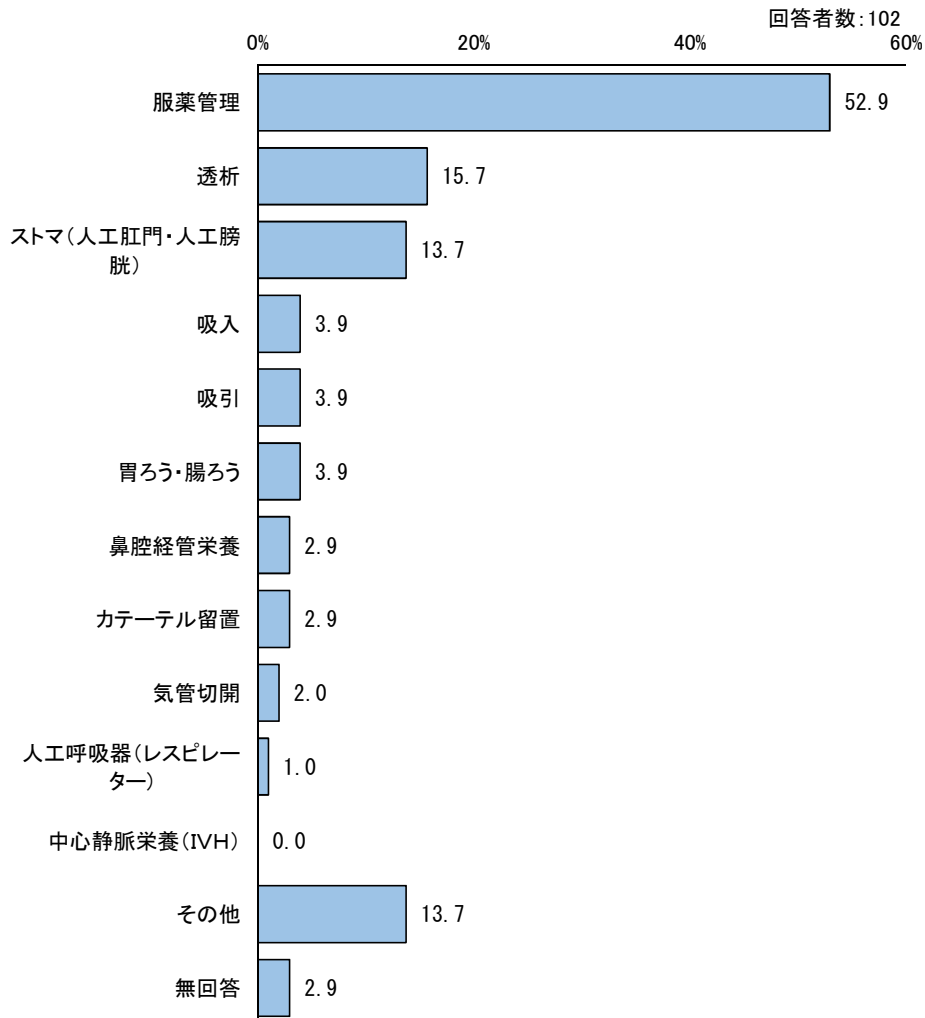
(11)就 労

“現在、働いている”と回答した人に仕事をする上での不安や不満について尋ねたところ、「収入が少ない」、「特に不安や不満はない」という答えが多く、「仕事が体力的にきつい」が続いています。



(12) 利用している医療的ケア

現在、医療的ケアを「受けている」と答えた人にその具体的内容を尋ねたところ、「服薬管理」という答えが過半数で最も多く、「透析」、「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」と「その他」が続いています。



3 前計画の評価と課題

本町の障がいのある人を取り巻く課題を、前計画の「基本目標」ごとに、アンケート調査の結果、事業の実施状況などから整理しました。

○「基本目標1 安心して安全に暮らせるまちづくりに向けて」について

前計画の計画期間でも、障害者総合支援法に基づく「介護給付」、「訓練等給付」および「地域生活支援事業」のサービスを、必要なときに必要なサービスが提供できるような提供体制を計画的に整備するとともに、サービスの“質”の向上にも努め、地域での生活が可能であるにもかかわらず長期入所・入院している方の地域移行を念頭に、居住系サービスや日中活動系サービスの充実を促進しました。

アンケート調査結果をみると、地域で生活するためにはどのような支援があればよいと思うかについて、「必要なサービスが適切に利用できること」（45.1%）という回答が最も多くなっています。また、障がいのある子どもへの支援サービスで今後特に充実させていくべきものとしては、「保育所や幼稚園での障がい児の受け入れ体制の充実」（88.9%）が最も多く、次いで「児童発達支援、放課後等デイサービスの充実」（77.8%）が多く、「放課後児童対策の充実」・「特別支援教育の充実」（ともに55.6%）が続いています。

また、今の生活での不安や悩みについては、「特にない」（32.9%）以外では「生活費について」（22.0%）、「健康や医療のことについて」（21.7%）という回答が多く、「移動・外出について」（14.5%）が続いています。普段の不安や悩み、困ったことの相談先としては、「家族や親せき」（57.1%）が最も多く、次いで「友人・知人」（19.2%）が多く、「かかりつけの医師や看護師」（15.6%）が続いています。

今後も、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援を行えるよう、多古町地域包括支援センターとも連携しながら、重層的な相談窓口・機関の充実と周知や、支援につなげる連携体制を強化し、相談支援体制を充実させていくことが必要です。

また、本町では、誰もが安心して快適な生活を送れるよう、「すべての人にやさしいまちづくり」を進めてきました。アンケート調査結果をみると、外出する時に困ることは、「公共交通機関が少ない（ない）」（28.4%）が最も多く、次いで「外出にお金がかかる」（20.8%）が多くなっています。

障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境（＝ユニバーサルデザイン）を整備していくことが重要です。

火事や地震等の災害時に一人で避難できる割合は、4割台半ばとなっています。今後、「福祉避難所」のさらなる整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理

運営体制の確立、災害発生時の迅速・適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活での安全・安心の確保などや、障がい特性に応じた配慮、対策等に向けて、地域全体で取組みを進めていくことが重要です。

○「基本目標2 共に暮らす地域社会の実現に向けて」について

前計画の計画期間も、本町では、「障がい」についての正しい知識、障がいのある人への理解をさらに深めていくため、福祉教育やさまざまな機会を通じた広報・啓発活動の推進に努め、「障がいのある人もない人も、誰もがお互いの立場を尊重し、支え合いながら安心して暮らすことができるまち」づくりを進めてきました。

障害者基本法や障害者差別解消法のめざす「地域共生社会の実現」に向けて、町民の障がいへの理解を一層深め、差別や偏見の解消のため、周知・広報活動を行っていくことが必要です。さらに、子どもから大人まで多くの町民を対象にした福祉教育の充実を図ることも必要です。

アンケート調査結果をみると、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことが“ある（「ある」・「少しある」）”と答えた人の割合が35.4%となっています。差別や嫌な思いをした場所としては、「学校・仕事場」、「外出先」という回答が多くなっています。

また、身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体や事業所等との連携・協力のもと、障がいのある人が多様な機会を通じて地域住民とふれあい、積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

本町では、関係機関と連携を図りながら、一般雇用はもとより、「福祉的就労」も含め、障がいのある人一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めてきました。アンケート調査結果をみると、仕事をする上での不安や不満として、「収入が少ない」（31.3%）が最も多く、「特にない」を挟んで「仕事が体力的にきつい」（19.3%）が続いています。

障がいのある人の雇用促進、就労定着に向け、障がい・障がい者への理解や就労環境の改善促進に取り組んでいくことが必要です。また、今後も教育機関と連携し、就学や進学の際の相談体制の確保や、適切な就労に向けた支援を行うことも重要です。

障がいのある子どもたちが地域の中で生活していくことができるよう、障がいの特性や状況に応じた保育・療育・教育体制の整備に努めてきました。

障がいの状況や教育ニーズに応じた適切な指導を提供できるようにするため、通常の学級・通級による指導・特別支援学級・特別支援学校という多様な学びの場それぞれの充実を図っていく必要があります。また、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられる教育環境の整備も必要です。

さらに、子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にまで及ぶ切れ目のない教育指導や、進路選択における相談支援を行える体制を引き続き維持していくことも重要です。

○「基本目標3 障がいの発生・二次的障がいの予防に向けて」について

アンケート調査の結果をみると、今の生活での不安や悩みの、「特にない」(32.9%)、「生活費について」(22.0%)に次いで多い回答は「健康や医療のことについて」(21.7%)となっています。今後、障がいの重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童も増えることが予測されるため、「地域生活支援拠点」の整備と併せ、保健・医療・福祉・教育の関係機関等の連携強化がより重要となります。アンケート調査結果では、医療的ケアに関し困っていることなどとして、「いつ症状が急変するか怖い」という回答が最も多く挙げられています。

また、本町では、障がいの早期発見・早期療育のために、障害特性をふまえた個別のニーズに対応できるよう、療育体制の充実を図り、生活習慣病を原因とした中途障がいの発生予防として、健康診断・健康教育・健康相談・訪問指導等の保健事業の推進に努めてきました。

今後も引き続き、乳幼児期における健康診査等で疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。また、障がいや発達に遅れのある子どもについては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが大変重要です。

第  章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

『第5次多古町総合計画』では、町の将来像を「世代を超えて みんなで暮らしつづけたい 多古町」と定めており、また、同計画の「基本計画」中の分野別施策で、障がい福祉を含む福祉の分野の標題は、「誰もが安心して暮らせる地域共生社会の構築」とされています。

一方で、本町では、前計画で、基本理念「障害者が自立し、地域で共に生活できる社会の実現」を掲げて計画を推進し、すべての障がいのある人と障がいのない人との相互理解と交流を深め、障がいのある人が地域の中で自立し、地域の人々とともに生活できる環境づくりをめざしてきました。

上記の流れを踏まえて、本町は、本計画の基本理念を

**障がいのある人が自立し、地域で安心して
共に生活できる社会の構築**

として、これからの障がい福祉における町民・地域・行政の共通の目標とします。

2 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の3つとし、施策の方向を明らかにするとともにその総合的な展開を図ります。

《基本目標1》安全・安心に暮らせるまちづくり

相談支援を通じて、障がいの特性や個々の状況に合ったサービスを提供し、地域で安心して生活できるまちをめざします。

また、障がいのある人だけでなく、すべての人が住みやすい「福祉のまちづくり」を推進します。

《基本目標2》共に暮らせる地域社会の実現

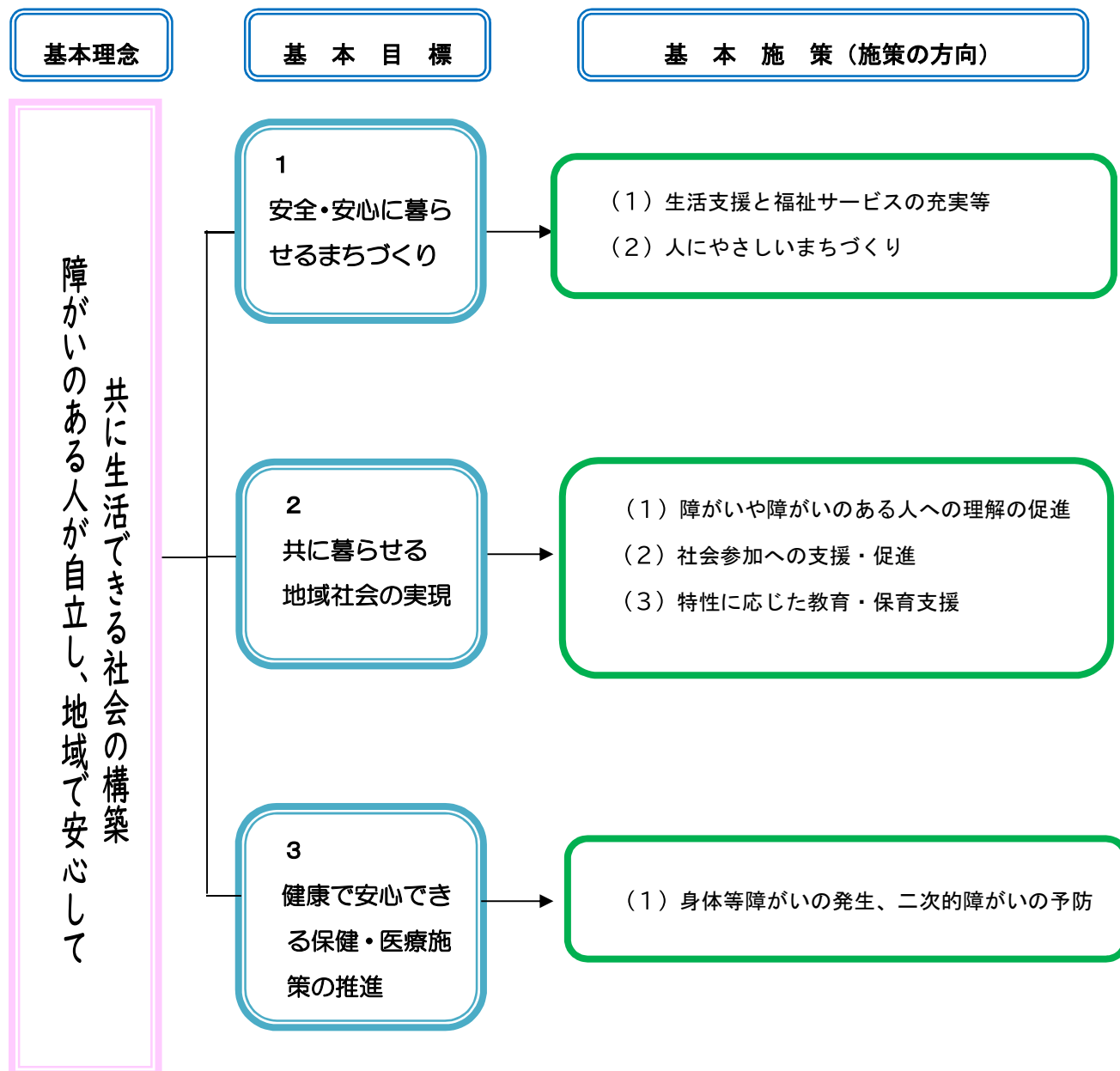
障がいのある人もない人も平等に基本的人権を有しており、町民の障がいへの理解を進め、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを推進し、障がいのある人自身の「自立と社会参加」を支援していきます。

《基本目標3》健康で安心できる保健・医療施策の推進

乳幼児期の発達支援や療育支援から、生涯を通じて適切な支援やサービスを切れ目なく受けることにより、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。適切な医療が受けられるよう医療機関との広域的な連携を強化するとともに、「医療的ケア児」への支援のあり方について検討・研究を進めます。

3 計画の展開（施策の体系）

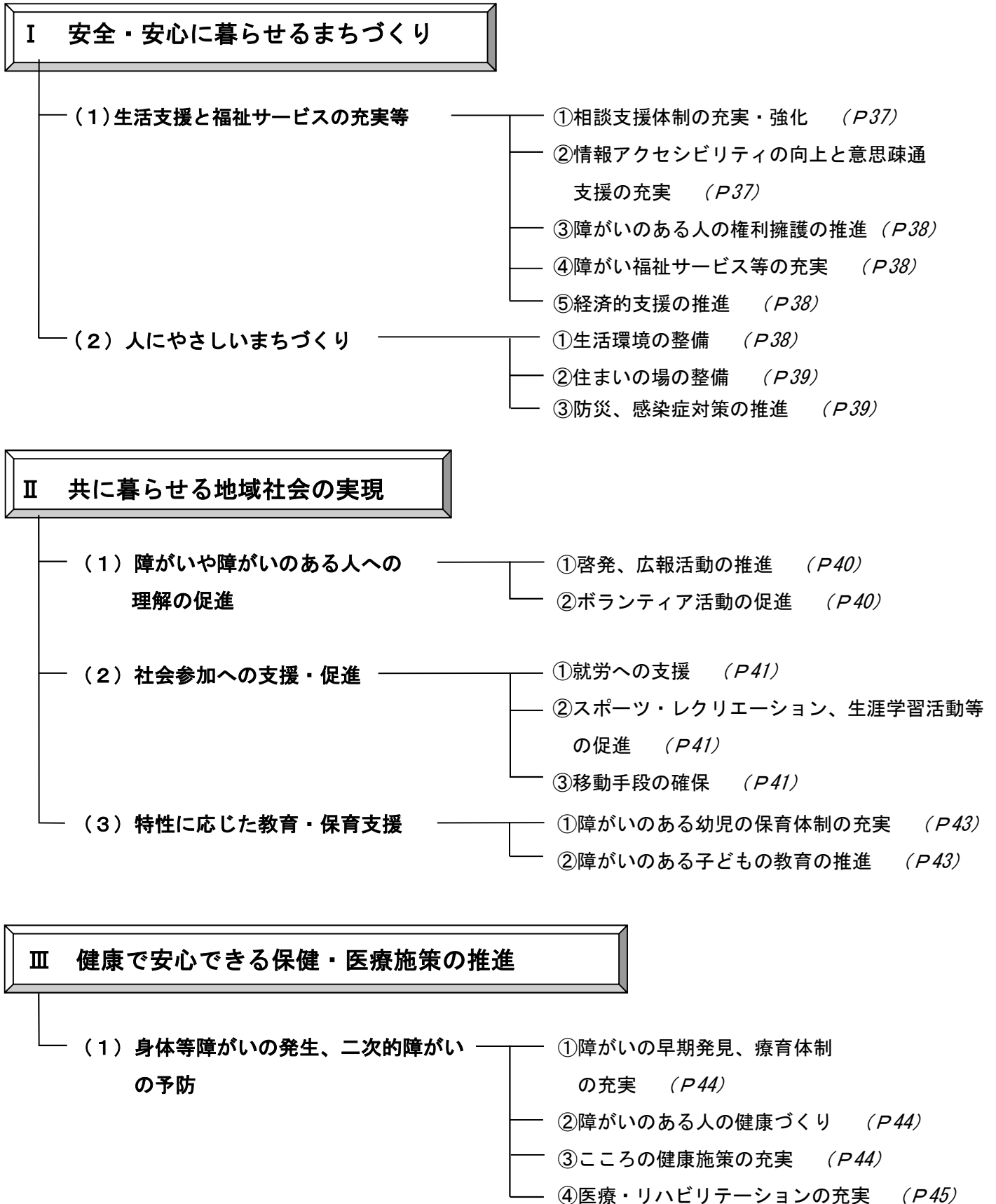
「基本施策」を含めた本計画の体系は、次のとおりです。



第  章

基本計画（第7次障害者計画）

【 施策の体系 】



基本目標1 安全・安心に暮らせるまちづくり

近年、高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉へのニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

(1) 生活支援と福祉サービスの充実等

関係機関等との連携を図り、身近な生活の相談から障がい福祉サービスに至るまで、障がいのある人本人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。各種障がい福祉サービスの周知を図り、適切な利用を促進します。

障がいの程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し利用できるよう、相談や支援・周知を行い、障がいのある人に寄り添ったケアマネジメントを推進します。

また、近年社会的問題にもなっている障がい者虐待の防止と早期発見・早期対応のための体制を引き続き維持していきます。

さらに、年金、医療費助成、各種手当による経済的支援を実施します。

【 主な事業等 】

事業名	事業概要
① 相談支援体制の充実・強化	身近な相談窓口で地域に密着した適切な在宅生活支援を行うため、多様な相談に適切に対応できるよう、町職員の資質の向上と相談体制の整備を図ります。
	保健福祉センター内にある「地域包括支援センター」や「地域自立支援協議会」を中心とした関連機関等との連携の強化に努めます。
	「地域自立支援協議会」の一層の機能向上を図り、医療機関をはじめ多様な機関とのネットワークの構築・強化、調整および困難事例の解決方策の研究を推進します。
② 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	各種のサービス情報や施設情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関連するさまざまな情報について、誰もが手軽に入手できるよう、広報誌等の発行、町ホームページにおける音声読み上げ、拡大文字等を活用した情報提供の一層の充実など、行政情報へのアクセシビリティの向上に努めます。
	「日常生活用具給付事業」で、障害者用パソコン周辺機器やソフト、点字ディスプレイ等を給付し、各種情報機器の利用を促進します。
	障がいのある人の社会参加に役立つ各種情報の提供に努めます。
	手話通訳者や要約筆記者の養成に努め、意思疎通支援の体制を充実させていきます。

事業名	事業概要
③ 障がいのある人の権利擁護の推進	保健福祉センター内に設置している「多古町障害者虐待防止センター」が、虐待通報への迅速な対応や一時保護等の適切な支援を行います。
	町役場などの公的機関や教育・福祉の場、就労の場、医療機関、交通機関などで「合理的配慮」の行き届いた町となるよう、必要に応じてマニュアルの作成や研修の実施、広報などによる啓発に努めます。
	障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための広報啓発活動を行います。
	成年後見制度や虐待防止の広報啓発や情報提供に努め、障がいのある人の権利擁護に努めます。
	司法手続きの当事者等になった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障がいのある人の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等、必要な施策を行います。
	「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発に努めます。
④ 障がい福祉サービス等の充実	「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」に基づき、町民の障がい福祉ニーズに応えます。
⑤ 経済的支援の推進	各種年金、手当等の制度の周知徹底を図ります。また、それらの制度が活用できるよう相談体制を充実します。

(2) 人にやさしいまちづくり

公共施設、大規模施設等においてバリアフリー化・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、障がいのある人に優しい住まいの整備や「地域生活支援拠点」等、快適な生活環境の整備を行い、障がいのある人が地域社会の中でその人らしく自立した日常生活を営めるまちづくりを推進します。

障がいのある人が、必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送るための生活基盤として、「併設型入所施設」、「共同生活援助施設（グループホーム）」の整備や運営の支援を行います。

また、障がいのある人が地域で安全に、安心して生活できるよう、災害や感染症などに対する取り組みを進めます。

【 主な事業等 】

事業名	事業概要
① 生活環境の整備	不特定多数の人が利用する公共的施設へのアクセスについて、障がいのある人が安全・快適に利用できるよう、整備に努めます。
	歩車道の分離や歩道の段差解消、点字ブロックの設置、分かりやすい標識の整備等、障がいのある人の外出支援を推進します。

事業名	事業概要
	<p>災害時の避難誘導等のため、本人等の了承を前提に要援護者の現況把握を行い、災害時に要援護者情報を関係機関等が共有して、速やかな情報伝達、安否確認等を行います。</p> <p>高齢化・障がいの重度化や親亡き後を見据えて、「地域生活支援拠点」に集約される機能を地域における複数の機関が連携して担う“面的な体制”として整備し、その機能の充実を図ります。</p> <p>県と連携して、相談支援専門員をはじめ専門的な支援を担う職員の育成に努めます。また、福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を促進し、多様な人材育成に努めます。</p>
<p>② 住まいの場の整備</p>	<p>障がい者の生活に適応した住宅改修等に対して、助成制度を活用した住宅環境の整備の支援を行います。</p> <p>地域で暮らすことを希望する障がいのある人が地域で受け入れられるよう、相談の機会等を通じて、適切なサービスの案内や関係者に障がいへの理解を深める機会を設けるなどの支援を行います。</p> <p>「共同生活援助」（グループホーム）等の運営費及び家賃助成を行います。</p>
<p>③ 防災、感染症対策の推進</p>	<p>防災訓練の実施や「自主防災組織」の拡充、災害時避難行動要支援者の登録制度の一層の周知、障がいのある人への適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制の整備をはじめとした防災対策を充実させます。</p> <p>防災や障がい福祉サービスの利用に関する資料等の作成に際して、情報を受け取る方の障がい特性に配慮した情報提供に努めます。</p> <p>感染拡大防止策の周知啓発や感染症に関する情報提供を行い、平時からの事前準備に努めるとともに、感染症発生時においても迅速に状況を把握、取りまとめを行い、関係機関と情報共有を図りながらサービス事業所がサービスを継続・再開することができるよう、支援を行います。</p>

基本目標2 共に暮らせる地域社会の実現

国は、平成 26 年 1 月、国際連合の「障害者の権利に関する条約」に批准手続きを行い、平成 28 年 4 月に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されています。また、近年の国際的な流れでは、障害のある子どももいない子どもも、可能な限り共に学ぶ「統合教育（インクルーシブ教育、インテグレーション）」の考え方がより重要になってきています。

他方、国際連合は、平成 27 年 9 月に「SDGs」（持続可能な開発目標・エスディージーズ）を採択し、「誰一人取り残さない」社会を念頭に置きつつ、持続可能な世界の実現をめざしています。

（1）障がいや障がいのある人への理解の促進

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくっていくために、すべての町民に対して、障がいへの理解を深めるための情報や福祉サービス等について広報・啓発を実施するとともに、障がい者団体との連携等の活動の一層の充実を図ります。

関係部署や協力団体、事業者等の連携をさらに強化するとともに、ボランティアの育成や地域活動・社会活動への情報提供等の支援を推進します。

【 主な事業等 】

事業名	事業概要
① 啓発、広報活動の 推進	広報紙『広報たこ』等を利用して障がいに関する情報の掲載と啓発を行います。
	障がい福祉サービス事業所等と連携し、福祉の魅力や、福祉の仕事がもつ楽しさを伝える取り組みを通じ、障がいへの理解と雇用の促進を図ります。
	小・中学校における福祉教育の推進に向け支援を行います。
	「同じ地域に暮らす仲間」としての相互理解や親睦を深められるよう、イベントへの参加を通して楽しみながら自然な形での啓発をめざします。
	町の事務事業を行うに当たって、障がいのある人への「合理的配慮」が提供されるよう、周知啓発を図ります。また、民間の企業等への周知啓発にも努めていきます。
② ボランティア活動の 促進	住民の「思いやりの心」を育み、家庭や地域社会においてボランティア活動が促進されるよう、ボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。
	ボランティア活動を促進するため、ボランティアの育成、相談等の事業を行う社会福祉協議会の活動を支援します。

事業名	事業概要
	ボランティア活動の一翼を担う老人クラブや日赤奉仕団などの団体の育成・支援や、地域での福祉活動の担い手である民生委員児童委員がその役割を果たせるような各種研修会等を通して、育成・強化に努めます。
	視覚障がい者・聴覚障がい者への情報提供の充実のため、県等が主催する点訳ボランティア、音訳ボランティア研修への参加を促します。

(2) 社会参加への支援・促進

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難な人には「福祉的就労」の充実を図り、総合的な支援を推進します。

また、障がいのある人のニーズの多様化に対応したさまざまな生涯学習講座やスポーツ大会、文化活動等の取組みを行い、社会的活動への参加の支援・促進を図ります。

【 主な事業等 】

事業名	事業概要
① 就労への支援	公共職業安定所など労働行政機関や、「障害者就業・生活支援センター」等と連携しながら、一般就労（雇用就労）を希望する障がいのある人への支援や事業主の理解促進を図ります。
	雇用されることが困難な障がいのある人の「自立と社会参加」を支援するため、「就労移行支援」、「就労継続支援」などの障がい福祉サービスの利用促進、「地域活動支援センター」など広域的な福祉的就労の場の確保に努めます。
	「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るとともに、工賃向上に努めます。
	障がいのある人の就労の定着に向け、「多古町障害者等しごと体験事業」や「ジョブコーチ」支援制度活用の促進、就職後の相談対応、従業員同士の円滑な関係づくりへのアドバイスなど、事業者向けの情報提供や相談支援等を行っていきます。
② スポーツ・レクリエーション、生涯学習活動等の促進	障がいのある人の生活をより豊かにするため、スポーツ・文化芸術、レクリエーション活動（余暇活動）への参加を支援します。
	障がいのある人が、生きがいを持って生活できるよう、日中活動の支援や交流の場の確保を図ります。
	障がいのある人が利用しやすいよう、スポーツ施設、文化施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザインに努めます。
③ 移動手段の確保	社会福祉協議会等の「福祉有償運送」の強化に努めます。
	「福祉タクシー」の助成を図ります。
	自動車改造費の助成を図ります。

事業名	事業概要
	「同行援護」や「行動援護」、「移動支援」などのサービスと合わせ、それぞれの状況に応じた移動手段の確保に努めます。

(3) 特性に応じた教育・保育支援

障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに遊び・学ぶ機会を確保し、双方の豊かな人格形成をめざした保育・教育の推進を図るとともに、障がいのある子どもが早期から療育や教育相談等の支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、連続的な、切れ目のない障がい児福祉サービスによる支援の体制の充実を図ります。

【 主な事業等 】

事業名	事業概要
① 障がいのある幼児の 保育体制の充実	<p>障がいのある幼児の、こども園での受入れ体制の整備に努めます。</p> <p>幼児期における心身の障がいの早期発見及び障がい児の就学前の療育については家庭が果たす役割が大きいことから、保護者等関係者に、療育の重要性についての啓発に努めます。</p>
② 障がいのある子どもの 教育の推進	<p>障がいのある児童生徒の社会性、自立心の育成と、障がいに対する正しい理解と認識を深めるため、特別支援学級と通常の学級との交流の機会を拡充します。</p> <p>「ライフサポートファイル」について就学前の全児へ配布を行い、ファイルの周知・活用・記入の促進につながる広報を行います。</p> <p>また、児童生徒の能力や可能性を最大限引き出すため、関係機関との連携を密にし、一人ひとりの障がいの状態、発達段階に応じたきめ細やかな指導に努めます。</p> <p>義務教育終了後の進路について、個々の障がいの程度、能力、適性等に応じて多様な進路選択ができるよう、労働、福祉の分野と連携をとりながら、進路指導の充実に努めます。</p> <p>障がいのある・なしによって分け隔てられることなく、同じ場で共に学ぶことができるよう、「インクルーシブ教育」の整備を進めます。</p>

基本目標3 健康で安心できる保健・医療施策の推進

身体障がいに関しては、生活習慣病をはじめとする「病気」を予防し、あるいは早期発見、早期治療を行うことが障がいの予防、重度化の防止につながると言えます。

また、乳幼児健康診査の充実などによる知的障がい等の障がいの早期発見・早期対応（療育）や、「こころの健康」づくり事業等を通じての精神疾患の予防なども重要となっています。早期療育による支援は、その後の保育、学校教育などの各段階における生活の基盤をつくり、障がいのある人が地域で自立して生活を送る基礎をつくるきわめて重要なものとなります。

(1) 身体等障がいの発生、二次的障がいの予防

障がいのある人が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができる提供体制の充実を図り、自立生活に向けた支援体制を整備します。

障がいの要因となる疾病等を予防するため、医療機関などと連携し、疾病や障がいなどの早期発見・治療、早期療育を推進します。

また、「こころの健康」についての普及・啓発と併せて精神障がいへの理解を促進します。

【 主な事業等 】

事業名	事業概要
① 障がいの早期発見、 療育体制の充実	「児童発達支援センター」の設置について研究・検討を行います。
	今後も、乳幼児の健康診査を充実させ、障がいの早期発見に努めるとともに、医療、保健、福祉、教育各関係機関との連携を図ります。
	障がいのある幼児を対象に、通園の方法、日常生活動作、集団生活適応訓練など、それぞれの障がいの種別や程度に応じた適切な指導を行う療育事業を推進していきます。
	子どもの発達に関する相談体制を充実させるとともに、アセスメント、経過観察を通じて適切な支援のコーディネートを行います。
② 障がいのある人の健康 づくり	乳幼児期から青壮年期、老年期に至るライフステージの各段階において、各種の健康診査や保健指導、機能訓練など、保健医療体制のより一層の充実に努め、住民の健康づくりを支援・促進します。
	少子化の進行や女性の社会参加の進展など、女性や子どもを取り巻く環境の変化に対応し、母子の健康保持・増進を支援・促進していきます。
③ こころの健康施策の 充実	精神障がいについて正しく理解してもらうために、精神保健福祉に関する講座等への参加を促進し、ボランティアの育成、共に生きる地域づくりを進めていきます。また、町主催の講演会、研修会等の開催も検討していきます。

事業名	事業概要
	<p>精神障がい者について、社会復帰の促進と精神障がいの正しい知識の地域住民への普及啓発と相談指導の推進を図るため、医療機関、香取健康福祉センター等との連携を一層強化します。</p> <p>精神障がい者を抱える家庭が、精神障がいに関する学習、意見交換および情報等を提供し合い親睦を図ることができるよう、支援に努めます。</p> <p>地域の関係機関との連携や普及啓発、支援者養成を行い、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症者とその家族を対象にした依存症対策の推進を図ります。</p>
<p>④ 医療・リハビリテーションの充実</p>	<p>専門性の高いリハビリや医療サービスが受けられるよう、各医療機関の情報や連携の強化を図ります。</p> <p>医療的ケア児や重症心身障がい児への支援体制の充実を図ります。</p> <p>医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。</p>

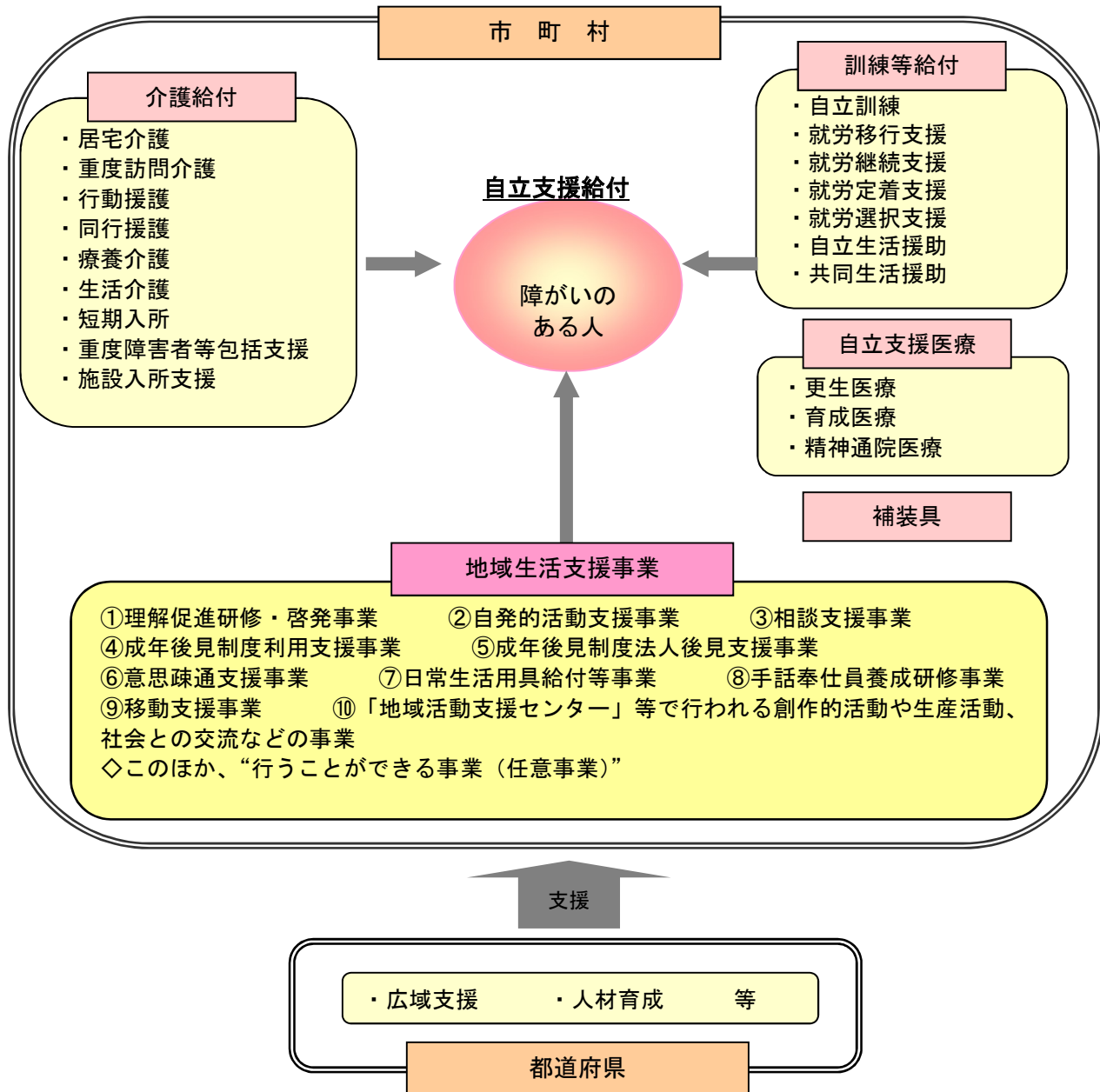


第 7 期障害福祉計画・ 第 3 期障害児福祉計画

1 障がいのある人の自立支援

障がいのある人の総合的な自立支援システムは、下記の図のような構成要素から成り立っています。

〈障がいのある人の自立支援システム（令和6年4月時点）〉



※ 上記のほか、障がいのある人のうち、18歳以上の方については障害者総合支援法による「相談支援」の各サービスが、障がい児については児童福祉法による「障害児相談支援」・「障害児通所支援」の各サービスが市町村により、「障害児入所支援」のサービスが都道府県により、それぞれ実施されています。

2 成果目標（数値目標・令和8年度の将来像）

「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」の成果目標について、国の「基本指針」を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として以下のように設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国「基本指針」の考え方】

令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとし、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を同4年度末時点の人数から5%以上削減することを基本としています。

目標値の設定については、令和5年度末において、「障害福祉計画」で定めた令和5年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を新目標値とします。

【本町の考え方】

令和8年度末までに地域へ移行する「地域生活移行者数」については、令和4年度末時点の施設入所者数の6%とし、住み慣れた地域の中でその人らしく自立した生活の実現・継続を支援していくように努めます。

目 標 値	
令和4年度末の施設入所者数	21人
令和8年度末までの地域生活移行者数	$21 \times 0.06 = 1.26 \div 2$ [人] → (前期未達成分も含め) 【目標】3人
令和8年度末の施設入所者数	$21 - 3 = 18$ → 【目標】18人

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。

【本町の考え方】

システムの構築にあたっては、障がい福祉、医療、介護、住まい等の包括的な提供や精神障がい者の家族への支援の充実に向けて、関係者の協議の場として「地域自立支援協議会」等を活用し、検討を進めます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療、福祉関係者による「協議の場」の開催回数	3回	3回	4回
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 (実人数)	7人	7人	7人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	2人
精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	2人
精神障がい者の共同生活援助	12人	12人	13人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人

(3) 地域生活支援拠点等の整備（地域生活支援の充実）

	国「基本指針」の考え方	本町の考え方
地域生活支援の充実	令和8年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の「地域生活支援拠点」等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。また、強度行動障がい者を有する人に関し、各市町村または圏域で支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。	5つ以上の事業所を「地域生活支援拠点等」の機能を担う事業所として登録し、“面的整備”で地域の障がいのある人を支援する（町による単独設置）。強度行動障がいのある人についても、ニーズの把握と支援体制の整備を進めていく。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の確保数	1か所	1か所	1か所
拠点等についての「コーディネーター」の配置等による体制の構築	有	有	有
機能充実に向けた運用状況の検証・検討の実施	年1回	年1回	年1回

(4) 福祉施設から一般就労への移行

	国「基本指針」の考え方	本町の考え方
一般就労移行者数	令和8年度までに、令和3年度実績の1.28倍以上	令和3年から令和8年度までに福祉施設を退所し、一般就労した人の数
就労移行支援事業の就労移行率	就労移行支援事業終了者に占める一般就労移行者率が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本	国の指針に基づき、5割を基本とする
就労定着支援事業の利用者数	令和8年度までの就労定着支援事業の利用者数が令和3年度末実績の1.41倍以上	国に同じ
就労定着支援事業の就労定着率	就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本	国に同じ

項目	令和3年度実績	【目標値】令和8年度
福祉施設利用者の一般就労移行者数	2人	3人
就労移行支援事業利用者	2人	—
就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	0人	3人
うち、就労継続支援A型事業利用者数	0人	1人
うち、就労継続支援B型事業利用者数	0人	1人
うち、就労定着支援事業利用者数	0人	1人
就労移行支援事業所数（町内）	0か所	（※）
就労定着支援事業所数（町内）	0か所	

※現在、町内に該当事業所が存在しないため目標値は設定しませんが、事業所が開設した場合には、国が求めている就労移行率/就労定着率を満たす事業所となるよう、支援・指導等を行います。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

	国「基本指針」の考え方	本町の考え方
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、「児童発達支援センター」を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本	設置に向けて検討

保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和8年度末までに、全ての市町村において「保育所等訪問支援」を利用できる体制の構築を基本	療育コーディネーター及び特別支援学校が保育所訪問を実施している現在の体制を継続
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	令和5年度現在、町内に1か所設置されている。
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村または圏域に少なくとも2か所以上確保することを基本	令和5年度現在、町内に1か所設置されている。
医療的ケア児支援のための協議の場	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための「協議の場」を設けることを基本	こども・子育て支援部会を協議の場として設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	医療的ケア児コーディネーター養成研修の受講促進を図る。

項目	令和4年度実績		【目標値】 令和8年度
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センターの設置数	—		1か所
令和8年度までに、保育所等訪問支援の体制の構築	有		有
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	有		有
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1事業所		1事業所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1事業所		2事業所
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の「協議の場」の設置	有		有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2名		3名
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	8人	8人	8人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	2人
ピアサポートの活動への参加人数	13人	13人	13人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

	国「基本指針」の考え方	本町の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制	令和8年度末までに、市町村または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保	相談支援体制の充実・強化を図り、相談支援専門員に対し研修や助言等を行える体制を整える。

項目	令和4年度実績	【目標値】 令和8年度
「基幹相談支援センター」の設置	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	有	有
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うために必要な協議会の体制の確保	有	有
	「地域自立支援協議会」にて対応。	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件
相談機関との連携強化の取組みの実施回数	6回	6回

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する体制の構築

	国「基本指針」の考え方	本町の考え方
サービスの質の向上を図るための取組みに関する体制の構築	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに関する体制を構築	サービスの質の向上を図り、事業者間の連携を強化し、人材の確保・育成を進める。

項目	令和4年度実績	【目標値】 令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に関する研修への市町村職員の参加人数	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の、事業所や関係自治体等との共有実施回数	1回	1回

3 活動指標（各サービスの見込み量等）

(1) 指定障害福祉サービス

①訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、通院時における介助など生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時の移動中の介護を総合的に提供するサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等について、外出時に同行し、必要な視覚的情報の支援、移動の援護、外出に必要となる援助を提供するサービスです。
行動援護	知的障がいや精神障がいによって行動上著しく困難を有する障がい者について、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や、外出時の移動中の介護等を提供するサービスです。
重度障害者等包括支援	「重度障害者等包括支援」は、「居宅介護」その他の障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

〈見込み量〉〔1月当たり〕 ※令和5年度は実績見込み。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	5	5	5	5	5	5
	時間分	122	134	124	125	125	125
重度訪問介護	人分	0	0	0	1	1	1
	時間分	0	0	0	20	20	20
同行援護	人分	0	0	0	1	1	1
	時間分	0	0	0	7	7	7
行動援護	人分	0	0	0	1	1	1
	時間分	0	0	0	8	8	8
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0

【見込み量確保の方策】

- サービス需要の増大に合わせて多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援やサービス提供の体制の充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

- 障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）等が在宅生活を維持できるよう、利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。

②日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	主に昼間に障害者支援施設で入浴・排せつ・食事の介護、創作的活動、軽作業等の生活活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体的リハビリテーションや日常生活上の支援等を提供するサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援を提供するサービスです。
就労移行支援	一定期間、事業所内や企業における作業や実習等の機会を提供することで、就労に必要な知識や能力の向上を図るとともに、適性に合った職場定着のための支援等を提供するサービスです。
就労継続支援 (A型)	雇用契約に基づいた就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識、能力の向上を図る訓練等を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービスです。
就労継続支援 (B型)	雇用契約は結ばず、就労や生産活動の機会を提供し、一般就労に必要な知識、能力の向上を図る訓練等を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービスです。
就労選択支援	就労を希望する障がいのある人に、就労・障がい福祉サービスを利用する前にアセスメント等を実施し、適切な就労・障がい福祉サービスを利用できるようにサービス等の選択に関する支援を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。
療養介護	医療機関等で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下の介護、日常生活上の世話等を提供するサービスです。
短期入所	居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、障害者支援施設等へ短期間の入所をし、入浴・排せつ・食事等の介護を提供するサービスです。

《見込み量》〔1月当たり〕※令和5年度は実績見込み。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人分	54	55	56	59	59	59
	人日分	1,118	1,133	1,097	1,239	1,239	1,239
自立訓練 (機能訓練)	人分	0	0	0	1	1	1
	人日分	0	0	0	18	18	18
自立訓練 (生活訓練)	人分	1	2	2	2	2	3
	人日分	9	27	21	28	28	42
就労移行支援	人分	2	2	2	2	2	2
	人日分	41	35	32	40	40	40

就労継続支援 (A型)	人分	2	4	4	5	6	7
	人日分	41	66	62	100	120	140
就労継続支援 (B型)	人分	11	13	13	15	17	17
	人日分	198	263	258	285	323	323
就労選択支援	人分				—	5	6
就労定着支援	人分	2	5	4	4	5	5
療養介護	人分	1	1	1	1	2	2
福祉型短期入所	人分	3	4	4	4	4	5
	人日分	26	22	35	24	24	30
医療型短期入所	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
精神障がい者 の自立訓練（生 活訓練）	人分	1	2	2	2	2	2
重度障がい者の 生活介護	人分	44	46	45	45	45	46
重度障がい者の 短期入所（福祉 型）	人分	1	1	1	1	1	2
重度障がい者の 短期入所（医療 型）	人分	0	0	0	0	0	0

【見込み量確保の方策】

- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、多様なサービス提供事業者の参入を一層促進していきます。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときに対応できる「短期入所」サービスの充実を図ります。
- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障がい者が、希望する日中活動系サービスを利用できるよう、生活介護施設等の整備・誘導に努めます。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者への指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 医療的ケアを要する人が、身近な地域で必要な支援を受けられるように、支援体制の充実を図ります。

③居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助	主に夜間に共同生活を営む住居において、入浴・排せつ・食事の介護の提供や相談等の日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所している障がいのある人に、夜間における入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の相談支援等を提供するサービスです。
自立生活援助	一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

《見込み量》〔1月当たり〕 ※令和5年度は実績見込み。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人分	34	34	32	32	33	34
施設入所支援	人分	20	21	21	21	20	18
自立生活援助	人分	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の共同生活援助	人分	10	13	12	12	12	13
精神障がい者の自立生活援助	人分	0	0	0	0	0	0
重度障がい者の共同生活援助	人分	12	12	12	12	12	12

【見込み量確保の方策】

- 障がいのある人のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービスの社会資源の整備を進めていきます。特に、グループホームについては、地域生活への移行を推進していく観点から不足が指摘されていることから、多様な事業者の参入を促進します。
- グループホームの充実を図るとともに、「自立生活援助」、「地域移行支援」・「地域定着支援」等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。
- グループホームの設置を促進するにあたり、障がいのある人に対する誤解・偏見が生じないように、障がいや障がいのある人への正しい知識や理解について地域住民への啓発を図ります。
- 障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制の整備を図ります。

(2) 相談支援

サービス	概要
計画相談支援	指定障害福祉サービス、地域相談支援（「地域移行支援」及び「地域定着支援」）を利用するすべての人に「サービス等利用計画」を作成し、支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設に入所している人や病院に入院している精神障がいのある人に、住居の確保等の地域生活に移行するための相談や支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活に移行した人、家族との同居からひとり暮らしを始めた人等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。

＜見込み量＞〔1月当たり〕 ※令和5年度は実績見込み。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人分	18	18	17	18	18	20
地域移行支援	人分	0	0	0	1	1	2
地域定着支援	人分	1	1	1	1	1	2
精神障がい者の地域移行支援	人分	0	0	0	1	1	2
精神障がい者の地域定着支援	人分	0	0	0	1	1	2

【見込み量確保の方策】

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう、提供体制を確保します。
- 障がいのある人が、住み慣れた地域で生活できるように、「地域移行支援」や「地域定着支援」等関連するサービスの充実を図ります。
- 地域における相談支援の中核機関である「基幹相談支援センター」で、「サービス等利用計画」の作成を含めた相談支援を行う人材の育成や、個別事例における専門的な指導・助言を行います。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。

(3) 障がい児への支援（障害児通所支援等）

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、「障害児通所支援」を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援を提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	「障害児通所支援」の申請に関する給付決定の前に利用計画案を作成し、給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに「利用計画」を作成します。

〈見込み量〉〔1月当たり〕 ※令和5年度は実績見込み。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人分	0	0	1	3	4	4
	人日分	0	0	5	32	46	46
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人分	11	12	13	13	13	15
	人日分	119	137	143	156	156	180
保育所等訪問支援	人分	0	0	1	1	1	2
	人日分	0	0	1	1	1	2
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人分	4	3	3	3	3	5
医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	1	1	1	1	2

【見込み量確保の方策】

- 今後もサービスの需要が増大していくことが見込まれるため、多様なサービス提供事業者の参入を一層促進していきます。特に、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることのできる事業所等の確保に努めます。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がい児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、サービスが身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備に努めます。

- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築・確立を図ります。

(4) 地域生活支援事業

① 必須事業

〈 理解促進研修・啓発事業 〉

〈見込み量〉

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は実績見込み。

【見込み量確保の方策】

- 「障害者週間」に合わせた周知活動等による理解促進に向けた取組みを行い、「こころのバリアフリー」、「こころのユニバーサルデザイン」を促進します。

〈 自発的活動支援事業 〉

〈見込み量〉

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は実績見込み。

【見込み量確保の方策】

- 自主グループの活動を支援し、障がいのある人の生きがいづくりを促進するとともに、活動の活性化に努めます。

〈 相談支援事業 〉

サービス	概要
相談支援事業	「相談支援事業」は、障がいのある人及び家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行う事業です。この相談支援事業を適切に実施していくため、中立・公平性を確保する観点から、「地域自立支援協議会」による、町が委託した相談支援事業者の運営評価等の実施や、具体的な困

	難事例への対応のあり方についての指導・助言、その他障がい者に関する地域的な問題や課題を話し合い、障がい者がより住みやすく活動しやすい環境づくりをめざします。
--	--

《見込み量》

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2	2	2	3
基幹相談支援センター	実施状況	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	設置状況	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施状況	無	無	無	無	無	有
地域自立支援協議会支援事業	開催回数	3	3	4	3	3	4

※令和5年度は実績見込み。

【見込み量確保の方策】

- 障がいのある人の相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置・運営し、地域の相談支援体制の強化や人材育成を行います。
- 「基幹相談支援センター等機能強化事業」を実施します。また、「住宅入居等支援事業」については、関係課と調整・検討を進めます。

〈成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業〉

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力が不十分な人について、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、「成年後見制度」の利用促進を図ります。

《見込み量》

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	4	4	4	5	5	6
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	無	無	無	無	無	無

※令和5年度は実績見込み。

【見込み量確保の方策】

- 「成年後見制度利用支援事業」を継続するとともに、相談支援事業所等と連携して制度の利用を促進します。
- 「成年後見制度法人後見支援事業」については、法人後見の実施を予定する法人が現れた場合、事業の実施を検討します。

〈 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業） 〉

サービス	概要
意思疎通支援事業	視覚、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより意思の疎通に支援が必要な障がいのある人等に手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

〈見込み量〉

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	0	0	0	1	1	1
意思疎通支援事業	実利用人数	0	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	—	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は実績見込み。

【見込み量確保の方策】

- 手話通訳者の増員、養成や技能の向上を図るため、引き続き「手話通訳者養成講座」を実施します。

〈 日常生活用具給付等事業 〉

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	在宅の重度障がい者等に、自立した日常生活を支援する用具の給付等を行い、日常生活の向上を図ります。また、日常生活用具の適切な給付や情報提供を進め、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。

〈見込み量〉

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件	0	5	1	1	1	1
自立生活支援用具	件	0	0	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	2	1	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	0	0	1	1	1	1
排泄管理支援用具	件	208	229	270	281	292	303
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	0	1	1	1	1

※令和5年度は実績見込み。

【見込み量確保の方策】

- 「日常生活用具」に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知と情報提供に努めます。

〈 手話奉仕員養成研修事業 〉

《見込み量》〔1年当たり〕

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	年間実人数	0	0	0	1	1	2

※令和5年度は実績見込み。

【見込み量確保の方策】

- 手話ボランティア・通訳者の育成のための講習会を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます。

〈 移動支援事業 〉

サービス	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に外出のための支援を行い、地域における自立した生活と社会参加の促進を図ります。 移動を支援する事業については、主に知的障がいのある人への「行動援護」や、重度の視覚障がいがある人への「同行援護」等もあるため、それら各種の移動系のサービス等とも連携し、状況に合わせたサービス提供を行います。

《見込み量》

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援	実利用者数	6	9	9	9	9	10
	延べ利用時間数	679	670	706	706	706	784

※令和5年度は実績見込み。

【見込み量確保の方策】

- 利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、「移動支援」の充実に努めます。
- 「移動支援事業」への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。

〈 地域活動支援センター事業 〉

サービス	概要
地域活動支援センター事業	障がいのある人等を対象に創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じて柔軟に事業を実施するものです。

〈見込み量〉〔1年当たり〕

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業（町内）	か所数	0	0	0	0	0	1
	実利用者数	0	0	0	0	0	1
地域活動支援センター事業（町外）	か所数	2	2	2	2	2	2
	実利用者数	9	11	13	13	14	15

※令和5年度は実績見込み。

【見込み量確保の方策】

- 「地域活動支援センター事業」の相談支援機能の強化を図るとともに、創作的活動と地域交流の促進を図ります。

②任意事業

〈見込み量〉〔年間〕

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	利用回数	162	176	191	206	221	236
更生訓練費給付事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1
日中一時支援事業	実利用者数	7	14	15	15	15	16
自動車運転免許取得費助成事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1
自動車改造費助成事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は実績見込み。

【見込み量確保の方策】

- 自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の実情等を勘案し、適切な事業者等を選定しつつ、事業を必要とする人へのサービス提供の体制の充実を図っていきます。

第  章

計画の推進と進行管理

1 計画推進の体制

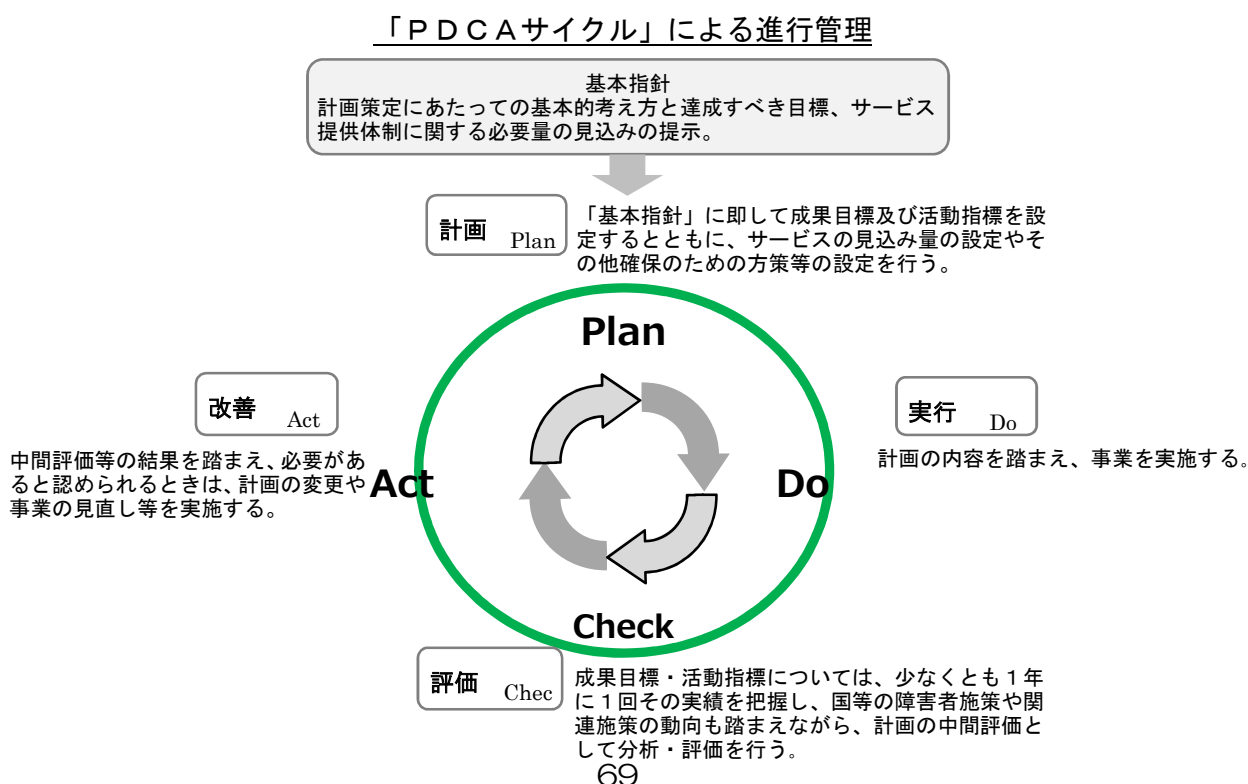
計画の推進にあたっては、国や千葉県、「多古町地域自立支援協議会」等との連携のもと、町民、ボランティア、民生委員児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成・強化を図り、障がいのある人が尊厳を持った一人の人間としてふさわしい日常生活または社会生活が営めるように支援体制の確保を図り、計画を推進していきます。

2 計画の進行管理

国の「基本指針」を踏まえ、障がい福祉計画等における「PDCAサイクル」による評価と見直しを行います。

「成果目標」・「活動指標」については、1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の“中間評価”として分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

中間評価の際には、「多古町地域自立支援協議会」等の意見を聴くとともに、その結果を町ホームページ等で公表します。



第  章

付属資料

資料1 用語の説明

■あ行

アクセシビリティ 年齢や障がいの有無に関係なく、誰でもさまざまな製品、サービスを支障なく利用できること。

一般就労 労働基準法・最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

医療的ケア児 医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がいのある子ども。

■か行

基幹相談支援センター 地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障がい者の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

共同生活援助施設（グループホーム） 病気や障がいなどで日常生活の自立に困難のある人たちが専門スタッフ等による支援を受けながら、少人数で共同して、地域社会に溶け込んで生活する形態。利用者間の支え合いやスタッフの援助により生活自立力の維持・向上をめざすものや、より障がいの重い人の介護等を行うもの（旧「ケアホーム」）がある。

居宅介護（ホームヘルプ） 障がい者や高齢者等で日常生活を営むのに支障のある人のいる家庭に対し、ホームヘルパーが訪問し、家事援助や身体介助などの支援を行うサービス。訪問介護サービス。

ケアマネジメント 障がいのある人（子どもを含む）とその家族の意向をふまえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを的確に提供し、地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術。

権利擁護 自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

公共職業安定所 厚生労働省からの指示を受け、都道府県労働局が地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施する組織。略称は「職安」、愛称は「ハローワーク」。

高次脳機能障がい 脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障がい。外見上は障がいが目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障がいを十分に認識できないこともある。

合理的配慮 障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。「障害者差別解消法」で「合理的配慮の提供」の義務化が規定されている。

■ さ 行

児童発達支援センター 「児童発達支援」に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助、助言を併せて行うなど、地域における中核的な療育施設。

手話通訳者 音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。

障害者基本法 障がいのある人のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がい者のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成5年施行。同16年に改正が行われ、障害のある人への差別、権利利益侵害の禁止などが明記された。また、同23年7月にも改正が行われ、8月に公布・一部を除き即日施行された。

障害者差別解消法 障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。

障害者週間 政府が昭和56年の国際障害者年に12月9日を「障害者の日」と宣言し、平成5年に障害者基本法に明記されて、障害者問題についての国民の理解と認識を深めるための各種の啓発・広報活動が行われてきたが、平成16年度の障害者基本法の一部改正により、「障害者の日」にかわって12月3日から9日までが「障害者週間」となった。

障害者就業・生活支援センター 「障害者雇用促進法」に基づく支援機関。就業を希望する障がいのある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施する。

障害者就労施設等 「地域活動支援センター」や「生活介護」、「就労移行支援」、「就労継続支援」等を行う施設。

障害者総合支援法 正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で、平成 25 年に法律の理念、目的等の改正が行われ、「障害者自立支援法」から変更された。「障害の有無にかかわらず、国民が相互に尊重され安心して暮らせる社会」の実現に向けて、障害福祉サービスの充実や対象者の拡大などが定められた。

障害者の権利に関する条約 障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた条約。

情報アクセシビリティ 年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

ジョブコーチ 障がいのある人の職場適応に課題がある場合に、職場に出向いて、障がい特性を踏まえた専門的な支援を行い、職場適応を図ること。

身体障害者手帳 身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障害は、①視覚障害 ②聴覚または平衡機能の障害 ③音声機能・言語機能または咀嚼機能の障害 ④肢体不自由 ⑤内部機能障害(心臓、じん臓、呼吸器、膀胱または直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障害)で、障害の程度により 1 級から 6 級の等級が記載される。

精神障害者保健福祉手帳 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付される手帳で、一定の精神障害の状態にあることを証する。精神障害者の社会復帰の促進および自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。

成年後見制度 判断能力の不十分な成年者(認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等)の生命、身体、自由、財産等の権利を保護するための制度。自らの意志で後見人を選任する「任意後見」と、家庭裁判所に後見人、補佐人、補助人の選任を申し立てる「法定後見」がある。財産管理や福祉サービスの利用などを行う。

■ た 行

地域活動支援センター 地域活動支援センター「Ⅰ型」から「Ⅲ型」までである。「Ⅰ型」は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいへの理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。「Ⅱ型」は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。「Ⅲ型」は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。

地域共生社会 性別、年齢、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もがみな、住み慣れた地域の中で安心して共に生きていくことができる社会のこと。

地域自立支援協議会 市町村（または圏域）が、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉についてのシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として設置するもので、構成員は相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障がい当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者などが想定される。おもな機能として・福祉サービス利用に関する相談支援事業の中立・公平性の確保（事業評価）・困難事例や障がい者虐待等への対応のあり方に関する協議、調整・地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議などが期待されている。

地域生活支援拠点等 障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。

地域包括ケアシステム 「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に確保していく」という考え方の仕組み。

通級 日本の義務教育における特別支援教育の制度の一つで、通常の学級に在籍しながら個別的な特別支援教育を受けることができる制度。

特別支援学級 学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月1日施行）によって、従来の「特殊学級」の名称を「特別支援学級」に変更することとなり、従前と同様に、小学校、中学校、高等学校および中等教育学校においてはこれを設けることができるとされた。特別支援学校の対象でない比較的軽度の障がいのある児童生徒に対して適切な教育を行う場。

特別支援学校 平成19年4月以降、従前の盲学校・ろう学校とあわせて呼称変更された従来の「養護学校」で、障がいのある児童生徒に対して障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識、技能を授けることを目的とする学校。

特別支援教育 従来の「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの必要に応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。

■な行

難病 国の「難病対策要綱」によると、①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病。

■は行

発達障がい 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー 「障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(バリア *Barrier*)となるものを除去(フリー *Free*)する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去を言うことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

ピアサポート 障がいのある人等が、自らの体験に基づいて同じ仲間である障がい者等の相談に応じながら支え、ともに問題解決を図ること。

福祉的就労 一般企業などでの就労が困難な障がいのある人が、各種の日中活動の場等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

ペアレントトレーニング 子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得すること。

ペアレントプログラム 育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。

ペアレントメンター 自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

併設型入所施設 「短期入所生活介護（ショートステイ）」を行う事業所が、「特別養護老人ホーム」、「介護医療院等」、「老人保健施設」など大型の施設に併設されているタイプのこと。短期入所生活介護（ショートステイ）の利用者も、それらの施設内の部屋に宿泊する。

法人後見 法人が成年後見人として業務を担うこと。

■ や 行

ユニバーサルデザイン 特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、さまざまな違いを越えてすべての人のことを念頭に置いて考慮し、計画・設計することや、そのようにしたもの。

「バリアフリー」がもともとあったバリア（障壁）を事後的に取り除く考え方のあるのに対して、「ユニバーサルデザイン」は、事前の対策として性別や年齢、ハンディの有無にかかわらずすべての人にとって安全で快適、使いやすいことをめざす考え方

要約筆記者 聴覚障がいのある人に話の内容をその場で、手書きやパソコン入力により文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

■ ら 行

ライフサポートファイル 支援を必要とする子どもや発達が気になる子どもの生活の様子や、見守っている人からの情報を、保護者が記録したり、書類を挟み込んだりして活用するファイル。ライフステージが変化した際に、スムーズな情報の引き継ぎや、一貫した支援を受けることにつなげることを目的とする。

ライフステージ 幼児期、児童期、青年期、老年期など、人生のさまざまな過程における生活上の各段階のこと。

療育手帳 児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障害」と判定された人に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度により、千葉県では4段階に区分している。

リハビリテーション 障害者等に対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練を言い、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、ライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障がいのある人の自立と社会参加をめざすものとして、障がい者福祉の基本的理念となっている。

資料2 多古町地域自立支援協議会設置要綱

(平成19年3月20日告示第35号)

改正 平成20年8月1日告示第56号 平成25年3月27日告示第36号

平成28年3月31日告示第36号

(設置)

第1条 障害者等の相談、助言及び情報の提供その他の障害者福祉サービスの利用支援、地域の関係機関の連携強化等のため、多古町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び研修に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク機構に関すること。
- (4) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づく多古町障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく多古町障害福祉計画の策定の支援に関すること。
- (5) その他協議会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 協議会の委員は、16人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 権利擁護関係者
- (4) 障害福祉サービス関係者
- (5) 行政関係者
- (6) 相談支援関係者
- (7) 教育関係者
- (8) 就労関係者

(委員)

第4条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、保健福祉課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成20年8月1日告示第56号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成25年3月27日告示第36号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第36号)

この告示は、公示の日から施行する。

資料3 多古町地域自立支援協議会委員名簿

(敬称略)

No.	区 分	所 属 等	氏 名	備 考
1	識見を有する者	多古町議会文教厚生常任委員長	佐 藤 利 治	
2		多古町障害福祉サービス給付 認定審査委員	藤ノ木さやか	
3	保健・医療関係者	香取郡市医師会	佐 藤 正 樹	
4	権利擁護関係者	多古町民生委員児童委員協議会長	平 山 幸 治	
5		多古町社会福祉協議会長	市 東 美 恵 子	
6	障害福祉サービス 関 係 者	多古町身体障害者福祉会	大 木 信 夫	
7		多古町手をつなぐ育成会	遠 藤 秀 雄	
8		かとり会	小 川 薫 明	
9		社会福祉法人楨の実会	藤 寄 明	会長
10	行政関係者	香取健康福祉センター 地域保健福祉課長	出 井 美 知 子	
11		千葉県委託事業 中核地域生活支援センター長	高 木 亜 希 子	
12	相談支援関係者	地域生活支援センター サザンカの里センター長	安 田 智 晴	
13		多古町地域包括支援センター 社会福祉士	野 口 真 理	副会長
14	教育関係者	香取教育研究協議会 特別支援教育研究部第4地域長	八 巻 大 輔	
15		千葉県立飯高特別支援学校 特別支援コーディネーター	矢 澤 裕 子	
16	就労関係者	多古町商工会副会長	加 藤 正 義	

資料4 計画策定までの経緯

年 月 日	事 項	内 容
令和5年7月 ～ 8月21日		「多古町障がいに関するアンケート調査」実施
令和5年 7月24日	第1回 地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度事業計画について ・第7次障害者計画等について ・部会報告 ・新部会の設立について ・福祉タクシー券助成に関する制度改正について
10月23日	第2回 地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次障害者計画等について <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の報告 ・次期計画課題と町の方針 ・部会報告
11月22日	第3回 地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第7次障害者計画等について ・部会報告 ・今後のスケジュールについて
●月●日～ 令和●年 ●月●日		計画案についての町民意見等募集（パブリックコメント）実施
●月●日	第4回 地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案に対するパブリックコメント実施結果について ・計画の最終承認